

第7次 岐阜県環境基本計画

素案

2026年3月

岐阜県

目 次

第1章 基本的事項	- 1 -
1 策定の趣旨	- 1 -
2 計画の位置付け	- 1 -
3 計画の期間	- 1 -
第2章 環境を取り巻く情勢等	- 2 -
1 今日の環境を巡る動き(国内外の環境を巡る情勢)	- 2 -
2 本県の自然特性等	- 13 -
3 本県の状況と課題	- 16 -
第3章 計画の方向性	- 25 -
1 5つの基本施策と目指すべき将来像	- 25 -
2 「ウェルビーイング」と条例の関係	- 26 -
第4章 施策の展開	- 27 -
基本施策 1 「脱炭素社会ぎふ」の実現	- 27 -
基本施策 2 資源循環型社会の形成	- 34 -
基本施策 3 豊かな環境との共生	- 39 -
基本施策 4 安全・安心な生活環境の確保	- 45 -
基本施策 5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容	- 49 -
関連指標一覧	- 53 -
第5章 計画の推進	- 57 -
1 計画の推進体制	- 57 -
2 進捗管理と評価	- 57 -
3 計画の見直し	- 57 -

第 1 章 基本的事項

1 策定の趣旨

県では、2021(令和3)年3月に「第6次岐阜県環境基本計画」を策定し、2025(令和7)年度までの5年間にわたり、『自然と人が共生する持続可能な清流の国ぎふ』の実現』を基本理念として、環境保全と持続可能な地域づくりに向けた施策を推進してきました。

この間、国際社会では、世界的な気候変動の進展や生物多様性の損失を踏まえ、2021(令和3)年の気候変動枠組条約COP26における「グラスゴー気候同意」の採択、2022(令和4)年の生物多様性条約COP15における「昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)」の採択など新たな国際目標が打ち出されています。

県内においても、気候変動による生物の生息域や農作物への影響、災害の激甚化・頻発化が危惧されているほか、外来生物の侵入など様々な課題を抱えています。

このような環境を取り巻く情勢を踏まえ、「第7次岐阜県環境基本計画」では、5つの基本施策を推進し、2030(令和12)年において目指すべき将来像の実現を目指します。

2 計画の位置付け

岐阜県環境基本計画は「岐阜県環境基本条例」(平成7年岐阜県条例第9号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

したがって、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」や「岐阜県廃棄物処理計画」、「岐阜県食品ロス削減推進計画」、「生物多様性ぎふ戦略」など、本県の環境に関する個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定・推進します。

また、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号)第8条に規定する本県の行動計画を包含しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、2026(令和8)年度を初年度とし、2030(令和12)年度を目標年度とする5年間とします。

第2章 環境を取り巻く情勢等

1 今日の環境を巡る動き(国内外の環境を巡る情勢)

(1) 国の第6次環境基本計画の策定

2024(令和6)年5月、政府は、環境基本法第15条に基づくすべての環境分野を統合する最上位の計画として「第6次環境基本計画」を閣議決定しました。

第5次計画では、持続可能な社会や循環型社会の形成が中心的なテーマでしたが、第6次計画では、環境政策の最上位目標として「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が新たなテーマに位置付けられました。

「ウェルビーイング」とは、物質的な豊かさだけでなく、主観的な幸福感や自然とのつながり、地域社会との関係性などを含む「真の豊かさ」を追求するもので、第6次計画では、環境保全を通じて生活の質の向上を目指すこととされています。

また、「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」の3つの世界的な環境危機に直面していること、経済社会システムをネット・ゼロ（脱炭素）で、循環型で、ネイチャーポジティブ（自然再興）なものへ転換（文明の転換：社会変革）する必要があることなどを踏まえ、その対策として、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上のための6つの戦略が示されました。

- ①「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
- ③環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
- ④「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
- ⑥環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

さらには、気候変動対策や循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理などの重点的施策のほか、各種施策の基盤となる地域づくり・人づくり、環境影響評価などについても挙げられており、環境政策を起点に経済・社会の総合的に解決する国家戦略となっています。

県にあっては、この国の環境基本計画に掲げられたテーマや戦略、施策を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を検討し、施策を展開していくことが重要となります。

コラム 1 地球規模の環境問題は解決できるのか？

テレビや新聞、ネットニュースなどで地球温暖化や気候変動などの環境問題が報じられる際、“解決はできないのでは？”と疑問に思われたことがあるのではないのでしょうか。たしかに、地球規模の環境問題は非常に複雑であり、各国の考え方や利害の違いもあるため、それらの解消を図りつつ、環境問題を克服していくことは容易なことではありません。

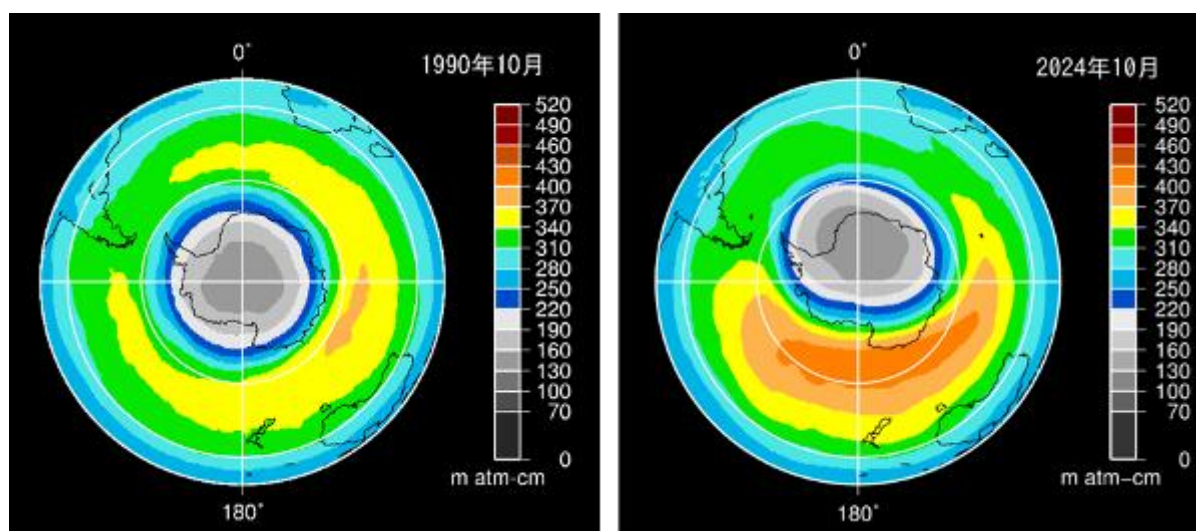
それでも、国際社会が協力し、成果を上げた事例も存在します。その代表例が、“フロン類によるオゾン層破壊への対策”です。

かつて、フロン類はエアコンや冷蔵庫といった家電のほか、スプレー缶などに広く使用されていましたが、大気中に放出されると成層圏にあるオゾン層に達し、化学反応によってオゾン層を破壊します。オゾン層は太陽からの有害な紫外線を遮る役割を果たしているため、破壊されることによって、皮膚がんの増加や生態系への悪影響を引き起こすと懸念されました。

1980年代には、南極上空で「オゾンホール」と呼ばれる大規模なオゾン層の破壊が確認され、国際的な対応が叫ばれるようになると、1987年に「モントリオール議定書」が採択され、フロンなどのオゾン層破壊物質の製造・使用を段階的に削減・廃止する取組が始まりました。現在では、ほぼ全ての国がこの協議書に加盟し、ともにフロン類への対策を推進しています。

こうした国際的な対策を実施した結果、オゾン層は徐々に回復し、国連環境計画（UNEP）などの報告によれば、「今世紀半ばにはオゾンホールが出現する前の1980年の値まで回復する」と予想されています。これは、科学的知見に基づいた政策と国際的な協調が地球規模の環境問題の解決につながった好例といえるでしょう。

「行動によって環境問題は解決できる」という視点は、私たちにとっての希望であり、未来に向けて前進するための原動力となるのではないのでしょうか。



出典：気象庁HP

南極域の月平均オゾン全量分布図

コラム 2 SDGs の目標達成に向けて

2015(平成27)年、国連で開催された「持続可能な開発サミット」において、SDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。SDGs には、2030(令和12)年までに達成すべき17の目標と169のターゲットが定められており、すべての国や地域、企業、そして市民一人ひとりに対して、積極的な行動が求められています。

SDGs の導入から10年が経過し、社会のさまざまな場面でその理念や具体的な取組が広がってきており、一定の成果も見られます。しかし、各目標の達成には、まだ多くの課題が残されていると言えるでしょう。

特に環境分野では、気候変動の深刻化や生物多様性の喪失といった問題が、依然として大きな課題となっています。また、資源の大量消費や廃棄物の増加による環境への負荷も、これまで以上に顕在化しています。こうした状況の中で、持続可能な社会を実現するためには、再生可能エネルギーの導入を進めることや、一人ひとりが資源を大切に使うライフスタイルへと転換することが重要です。

SDGs の目標達成期限である2030(令和12)年まで、私たちに残された時間はあと5年足らずとなりました。私たちは、SDGs を単なる目標として捉えるのではなく、日々の暮らしの中で意識し、行動に移していくための具体的な指針として捉えることが大切です。今こそ、地域や職場、学校など身近な場所から SDGs の実践を進めていきましょう。



出典：国際連合広報センターHP

(2) 地球温暖化の防止と気候変動への適応

2025(令和7)年2月、政府は「地球温暖化対策計画」を一部改正し、「2035年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で60%削減、2040年度には73%削減する」との新たな中間目標を設定しました。この目標は、COP26で採択された「グラスゴー気候合意」に基づき、パリ協定の1.5℃目標との整合性を確保するために策定されたものです。

この背景には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)による第6次評価報告書(AR6)の知見が大きく影響しています。AR6では、地球の平均気温が既に産業革命前から約1.1℃上昇していることが示され、今後さらに極端な高温の発生頻度・強度の増加が予測されています。

中間目標の達成に向け、国は政策の継続性と整合性を確保しつつ、将来の方向性を明確に示すことで、脱炭素投資の促進と技術革新の加速を図り、温室効果ガスの削減、温暖化の防止に取り組んでいくこととしています。

加えて、IPCC報告書が示す「適応の限界」への警鐘を踏まえ、極端な高温や豪雨など気候変動に対し、科学的根拠に基づいた実効性の高い適応策の強化が急務となっています。

2021(令和3)年10月、政府は「気候変動適応計画」を閣議決定し、気候変動影響による被害の防止・軽減、国民生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しています。

また、2023(令和5)年10月には「気候変動適応計画(一部変更)」及び「熱中症対策実行計画」を閣議決定し、熱中症警戒情報や特別警戒情報の制度化、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の創設など、極端な高温への備えが強化されたほか、「熱中症対策実行計画」では「2030年までに熱中症による死者数を半減する」という目標が掲げられています。

一方、県に対しては、「地球温暖化対策計画」及び「気候変動適応計画」において、地域の自然的社会的条件や実状に応じた地球温暖化の防止対策(緩和策)と気候変動への適応(適応策)の推進が求められています。

県にあっては、国や世界の動向を踏まえつつ、IPCC報告書や研究機関・大学の知見を活用しながら、緩和策・適応策の具体化を図ることで、住民の安全・安心な暮らしを守り、持続可能な地域社会の形成につなげていくことが重要です。

緩和： 気候変動の原因となる**温室効果ガスの排出削減対策**

適応： 既に生じている、あるいは、将来予測される
気候変動の影響による被害の回避・軽減対策



出典：環境省HP(脱炭素ポータル)

コラム 3 ネット・ゼロとは

近年、気候変動の影響は、私たちの暮らしに深刻な形で現れています。

猛暑や集中豪雨、異常気象などは、単なる自然現象ではなく、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの増加により引き起こされていると考えられています。

また、農作物の生育への悪影響や感染症の拡大、生態系の変化なども、気候変動によって引き起こされる現象の一部であり、私たちの健康や食料安全保障、自然環境に深刻な影響を及ぼしています。

こうした問題に対して、世界中の国々が協力して取り組む必要があるという認識が高まり、2015年には「パリ協定」が採択されました。この枠組みでは、地球の平均気温の上昇を1.5～2℃以内に抑えることが目標とされており、その達成のために「ネット・ゼロ(Net Zero)」を目指す動き加速しました。

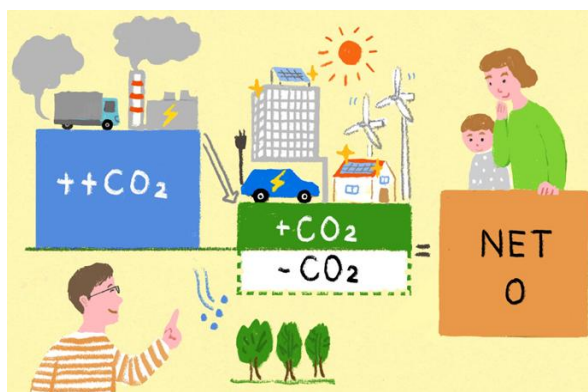
「ネット・ゼロ」とは、温室効果ガスの排出量と吸収・除去量を差し引きして、実質的にゼロにすることを意味します。つまり、温室効果ガスをまったく出さないということではなく、出した分を森林による吸収や技術による回収などで埋め合わせることで、全体として正味ゼロにしようという考え方です。この発想は、現実的な目標として国際社会で共有されており、各国がそれぞれの方法で取組を進めています。

日本においては、2020年に菅総理(当時)が行った「2050年カーボンニュートラル宣言」が有名ですが、二酸化炭素だけでなくメタンなど他の温室効果ガスの削減にも取り組む必要があることから、ネット・ゼロとの言葉も用いられています。

いずれの言葉も気候変動の緩和策のゴールであることは違いなく、その実現に向けて、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入など、温室効果ガスの排出量を減らす努力が進められているほか、森林の保全や植林、炭素回収・貯留技術(CCS)の活用など、吸収・除去の取組も進められています。

また、身近なところでは、エコな製品を選ぶ、食べ物を無駄にしない、公共交通機関を利用するなど、日常生活の中でできることはたくさんあります。

最近では「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らし)」という言葉も広まりつつあり、環境に優しいライフスタイルを楽しみながら実践する動きが広がっています。



出典：環境省HP (ecojin)
ecojin'sEYE ネットゼロ

(3) 資源循環型社会の推進

近年、国内における廃棄物の発生量は人口減少とともに減少傾向にあるものの、限りある資源を有効に活用し、廃棄物の発生を抑制する「資源循環型社会」の実現は、持続可能な社会づくりにおいて依然として重要な課題となっています。循環型社会形成推進基本法やプラスチック資源循環促進法などの法制度が整備され、3R(リデュース、リユース、リサイクル)などの取組が進められているほか、リフューズやリペアといった概念も広く浸透しつつありますが、大量生産・大量消費の構造からの脱却には至っていません。

特に、プラスチックごみや食品廃棄物の増加、建設廃材の適正処理などは依然として大きな課題であり、単なる廃棄の抑制にとどまらず、製品の設計段階から廃棄に至るまでのライフサイクル全体を見据えた適正な資源管理が求められています。

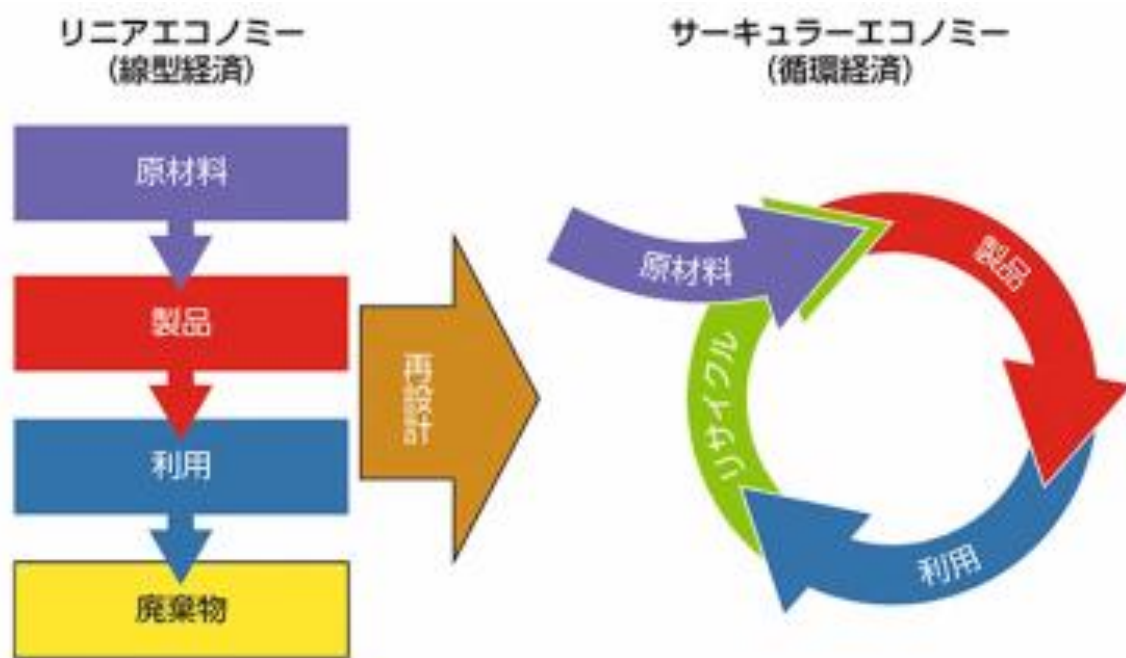
また、企業や消費者、行政など、それぞれの立場での取組に加え、相互に連携した取組を進めていくことも必要です。さらに、再生可能資源の利用促進や、地域内で資源を循環させる仕組みづくりも重要であり、地域の特性に応じた対応が求められています。こうした取組は、地域経済の活性化や脱炭素社会の実現にもつながるものでもあります。

こうした中、2024(令和6)年8月に閣議決定された第5次循環型社会形成推進基本計画では、サーキュラーエコノミー(循環型経済)への移行が、気候変動対策や生物多様性の保全、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生などの社会課題の同時解決につながるものとして、取り組むべき重要な政策課題に位置付けられ、ライフサイクル全体での資源循環の徹底や、地域循環システムの構築、国際的な資源循環体制の整備などが重点的に掲げられています。

しかし、2025(令和7)年8月にスイス・ジュネーブで開催された国連環境会議では、プラスチック汚染対策に関する国際条約交渉が合意に至らず、国際的な資源循環体制の構築には課題が残されています。ライフサイクル全体を規制しようとする国々と、廃棄物管理に重点を置く国々との間で意見の隔たりがあり、サーキュラーエコノミーの国際的な推進には一層の調整と協力が求められています。

こうした国際的な議論はありつつも、資源循環に関するデータの見える化や、ICTを活用した効率的な資源管理、環境教育の充実など多角的なアプローチにより資源の価値を最大限に活かす社会への転換を図っていくことが求められています。

県にあっては、国の動向や他地域の先進事例を参考にしつつ、地域の実情に即した資源循環施策を展開し、持続可能な社会の実現に向けた取組を着実に進めていくことが重要となります。



資料：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」より環境省作成

出典：環境省HP

令和7年度環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

コラム 4 サーキュラーエコノミーとは

これまで、私たちの暮らしは、「資源を採掘し、製品を作り、使い終わったら捨てる」という一方向の流れで成り立ってきました。このような経済の仕組みは「リニアエコノミー（直線型経済）」と呼ばれ、私たちの社会を支えてきました。しかし、廃棄物の増加や資源の枯渇など、私たちの経済活動が環境に及ぼす影響・負荷が大きくなる中で、これまでの仕組みを見直す必要性が高まっています。

そこで注目されているのが「サーキュラーエコノミー（循環型経済）」という考え方です。これは、資源をできるだけ長く有効に使い、廃棄物を最小限に抑えることで、環境と経済の両立を目指す新しい経済モデルです。製品を使い終わった後も、修理や再利用、リサイクルを通じて資源を循環させることで、限りある資源を守りつつ、持続可能な社会を築いていこうとする全世界的な試みです。

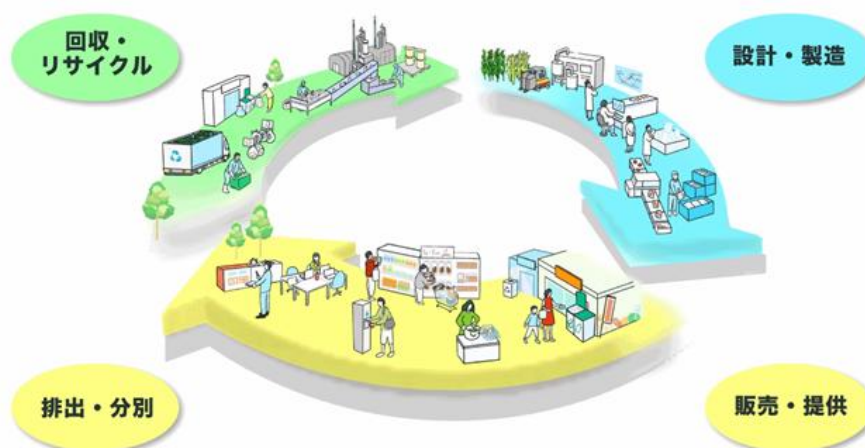
この考え方は、単なる環境保全に留まらず、地域経済の活性化にもつながります。例えば、地域の工房や職人が古くなった家具などを再生する取組を始めれば、地元の技術や文化を活かした新たなビジネスが生まれ、地域の魅力向上にもつながります。

また、地域で資源を循環させる仕組みが整えば、輸送コストの削減や地元産業の振興にもつながります。企業にとっても、廃棄物の削減や資源の効率的な利用はコストの見直しにつながることから、経済的なメリットも大きく、持続可能な経営の実現に寄与します。

日本でも、サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組が進められており、自治体や企業が連携し、リサイクルの動きを強化したり、使い捨てを減らす製品設計を推進したりしています。

県民一人ひとりの行動も、サーキュラーエコノミーの実現に向けた大きな力となります。使わなくなった物を捨てる前に譲ったり、修理して使い続けたりすること、リユース品やシェアリングサービスを利用することなどもサーキュラーエコノミーの一部です。

サーキュラーエコノミーは、限りある資源を大切にしながら、持続可能な社会を築くための一歩となります。未来の地球と地域のために、今できることから始めてみましょう。



出典：環境省HP

プラスチック資源循環

(4) 生物多様性の保全

生物多様性の損失が世界的に深刻化する中、2022(令和4)年12月に開催された生物多様性条約COP15では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)」が採択されました。

この枠組は、2050年に「自然と共生する世界」の実現を目指し、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現を掲げています。具体的には、陸域・海域の30%以上を保全する「30by30」や、自然を活用した解決策(NbS)、保護地域以外で生物多様性保全に寄与する地域(OECM)の活用、進捗を評価する仕組みなどが盛り込まれています。これらは、自然と人間社会の持続可能な関係を築くための国際的な指針となっています。

この国際的な動きを受けて、国は2023(令和5)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、「ネイチャーポジティブ」の実現を国家目標として位置づけ、その達成に向けた包括的な方針を示しました。

戦略では、5つの基本戦略を柱とし、それぞれに対応する状態目標と行動目標が設定されています。これにより、生態系の保全・再生、自然を活用した社会課題の解決、経済活動との両立、国民の意識と行動の変容、そして基盤整備と国際連携の強化といった多面的な取組が推進されており、地域や産業、教育など幅広い分野において具体的な行動へとつながることが期待されています。

また、戦略は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)」とも整合性が取られ、国際的な進捗評価の枠組にも貢献する内容となっており、国内における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組が、国際社会と連携しながら着実に進められることが期待されています。

県にあっては、県民や企業、市町村などと連携し、自然との共生を実現する社会づくりが求められています。



コラム 5 ネイチャーポジティブとは

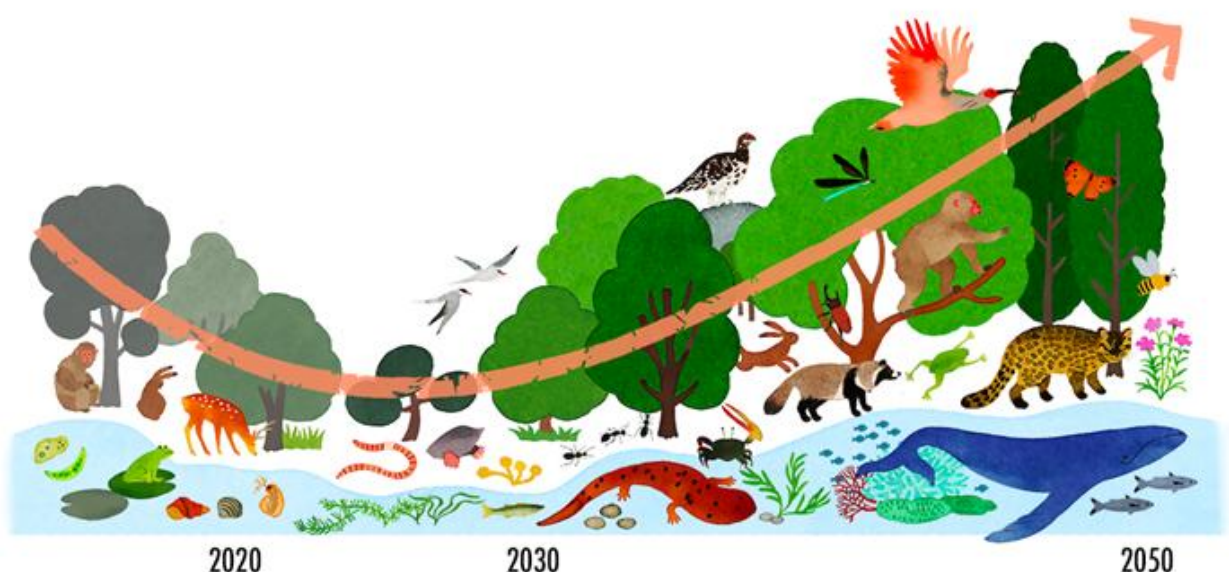
近年、「ネイチャーポジティブ」という言葉が注目されています。これは、自然環境の損失を食い止め、回復させることを目指す新しい考え方であり、自然と人間社会が共に豊かになる未来を創造するための指針でもあります。

「ネイチャーポジティブ」の考え方は、気候変動の分野で「ネット・ゼロ」の考え方が広がり、取組が進む中、生物多様性の分野にも明確な目標が必要であるとの声から導入の議論が進みました。2021年には、企業や自然保護団体のリーダーたちが共同で「A Nature-Positive World: The Global Goal for Nature」という文書を発表し、G7やCOP15などの環境保全に関する国際会議でもこの考え方が採用されたことで、2030年までに自然の損失を反転させるという目標が国際的に共有されました。

日本でも、2023年に策定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において「2030年までの「ネイチャーポジティブ」の達成」が目標として掲げられました。この目標の実現に向けては、陸と海の30%以上の面積で健全な生態系を保全する「30by30目標」の達成が柱とされており、その具体的な手段としての「OECM(その他の効果的な保全手段)」の導入、推進が位置付けられています。また、企業などが「ネイチャーポジティブ宣言」を行い、それぞれの立場で自然再興に取り組む動きも広がっています。

こうした「ネイチャーポジティブ」の取組は、国や企業といった大きな主体だけでなく、私たち一人ひとりの行動にも深く関わっています。たとえば、地域の自然保全活動に参加したり、環境に優しいライフスタイルを心掛けたりすることなど、日常の小さな選択の積み重ねも、自然環境や生物多様性の回復につながっています。

県にあっては、豊かな森林や清流といった本県ならではの地域資源を生かしつつ、県民や企業、市町村などと連携し、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めていくことが求められています。



出典：環境省HP（ネイチャーポジティブポータル）

2 本県の自然特性等

(1) 自然特性

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、面積は10,621.29km²で全国第7位の広さを誇る、7つの県に囲まれた内陸県の一つです。

地形的な特徴としては、北部の飛騨地域には穂高岳、槍ヶ岳、御嶽山、乗鞍岳、白山など、標高3,000メートル級の雄大な山々が連なっており、四季折々にその姿を変える壮麗な景観を生み出しています。

一方、南部の美濃地域には穏やかな濃尾平野が広がっており、木曽川・長良川・揖斐川の本曾三川が豊かな水をたたえながら流れています。本県は、こうした山と水の恵みによって育まれ、古くから「飛騨の山、美濃の水」を意味する「飛山濃水」の地と称されてきました。

このような地形の差は気候にも大きな影響を与えており、岐阜市(美濃地方)の平年気温が16.2℃と温暖である一方、高山市(飛騨市)では11.4℃と冷涼な気候です。

多様な自然条件は、ブナやミズナラ、ツブラジイ、アラカシなどの多様な植生を育ており、県北部の山岳地帯には県の鳥で、国天然記念物でもあるライチョウが生息するなど、希少な野生生物も数多く生息しています。

それぞれの地域において、動植物が共存する、豊かな生態系を維持・形成していくことが求められています。

(2) 自然環境

本県は、県土面積の81.1%の約86万1,000haを森林が占める全国でも有数の森林県であり、豊かな森林は、水源涵養や生物多様性の保全に重要な役割を果たしています。また、中部山岳国立公園、白山自然公園の2か所の国立公園をはじめとする自然公園数は全国第4位(令和6年度末)の19か所で、自然と触れ合える環境が整っています。

一方、本県には、長良川や吉田川、馬瀬川などの清流が県内各地を流れています。これらの河川は、生活用水や農業用水として利用されるだけでなく、アユやアマゴなどの水生生物の生息地としても重要です。2024(令和6)年漁業・養殖業生産統計によると、本県における鮎の漁獲量は全国2位、養殖量は全国1位を誇っています。

こうした清流は流域の食や伝統文化、経済と深く結びついており、人の生活、水環境、漁業資源が相互に関わり連環する長良川流域の仕組みが「長良川システム」として評価され、2015(平成27)年に世界農業遺産に認定されました。

そして、一級河川の延長も全国上位に位置し、水力エネルギー量(包蔵水力)のポテンシャルは全国1位です。

このような恵まれた多様で豊かな自然環境を、今後とも守り育てながら、次世代へと引き継いでいくことが求められています。

(3) 産業・観光

本県は、良質な木材や薪、水、土などの自然資源に恵まれ、古くから家具・木工、刃物、紙、陶磁器などの伝統工芸が発展してきました。こうしたモノづくりの精神と技術力を基盤に、時代の変化に応じて新たな技術を取り入れながら発展を遂げ、現在では、輸送用機械、電気機械、工作機械、金型など多様な製造業が集積しています。

2022(令和4)年時点で県内の製造業事業所数は6,519事業所、従業者数は約21.8万人で、全産業に占める割合は24.9%と全国でも高い水準にあります。岐阜県は、製造業に特化した産業構造を有し、日本のモノづくりを支える重要な地域となっています。

一方、観光面では、森と清流が織りなす四季折々の景観、日本三名泉の下呂温泉や奥飛騨温泉郷、飛騨牛や鮎などの食、飛騨高山の町並みや郡上おどり、長良川の鵜飼いなど、魅力的な観光資源に恵まれています。2024(令和6)年には外国人延べ宿泊者数が約193万人と過去最高を記録し、観光産業も大きく成長しています。

しかし、こうした地域の産業や文化を支える人材の確保は大きな課題です。岐阜県の人口は2025(令和7)年7月時点で約189万8千人と190万人を下回り、ピーク時の2009(平成21)年から20万人以上減少しました。出生数が死亡数を下回る自然減に加え、就職、進学などに伴う県外流出による社会減も続いており、生産年齢人口の減少が顕著です。

地域資源を活かした産業の振興や観光の魅力発信とともに、若者や子育て世代が定着・活躍できる環境づくりを進め、持続可能な地域社会の実現を目指すことが求められています。

コラム 6 河川環境楽園に行ってみよう、学んでみよう！

「河川環境楽園」は、各務原市にある自然と環境をテーマにした複合型の環境学習・レジャー施設です。国営木曽三川公園の一部であるこの楽園は、木曽川の豊かな自然を再現した「木曽川水園」、環境教育を行う「自然発見館」、世界最大級の淡水魚水族館「アクア・トトぎふ」等で構成されており、自然体験と学びの場として多くの来園者に親しまれています。

<木曽川水園>

木曽川の上流から下流までの川の流れや植生を再現し、魚類や水生昆虫、鳥類など多様な生物が生息できる環境が整備されています。単なる展示ではなく、自然の仕組みを体感しながら学べる教育資源として活用されています。

<自然発見館>

季節ごとの環境教育プログラムが開催され、子どもから大人まで幅広い世代が生物多様性について学ぶ機会が提供されています。昆虫や水辺の生き物の観察会や、自然素材を用いたクラフト教室などを通じ、地域の自然環境への関心を高める取組が行われています。

<アクア・トト ぎふ>

長良川の源流から河口に生息する淡水魚を中心に、世界各地の淡水生物も展示されています。水族館としての役割だけでなく、生物の生態や保全の重要性を伝える教育施設としても機能しており、絶滅危惧種の保護活動や繁殖研究も行われています。

岐阜県では、こうした施設を活用しながら、地域の自然資源を守り、次世代に引き継ぐ取組を進めています。生物多様性は、私たちの暮らしの基盤であり、その保全は地域の持続可能性にも直結します。皆さんも、自然との関わり方を見つめ直す機会として、河川環境楽園を訪れ、生物多様性について学んでみませんか。



提供：世界淡水魚園水族館「アクア・トト ぎふ」

3 本県の状況と課題

(1) 「脱炭素社会ぎふ」の実現

<現状と課題>

- ・本県では、2050年の温室効果ガス排出量「実質ゼロ」の実現に向けて、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策などの取組を進めており、2022(令和4)年度時点での排出量は2013(平成25)年度比で28.1%減少を達成しています。
- ・一方、エネルギー価格が高止まりの状況にあるほか、今後も電化の進展等に伴う電力需要の増加が見込まれることから、更なる省エネルギー対策の徹底が必要です。
- ・また、自然災害の激甚化や国際情勢の不安定化により、エネルギーの安定供給に対する懸念が高まっていることから、エネルギー供給の強靱化、更には地域振興の観点からも、地域における再生可能エネルギーの創出と活用の促進が必要です。
- ・気候変動や地球温暖化対策への関心はあるものの、環境を意識した具体的な行動に結びついていない実態があることから、県民一人ひとりの意識と行動をつなぐ仕組みづくりが必要です。

<第6次計画における主な取組>

- ・自家消費型の太陽光発電設備の導入、省エネ診断、省エネ設備の導入支援事業者の脱炭素化を促進するため、自家消費型太陽光発電施設等の導入、省エネ診断や診断結果に基づく省エネ設備の導入を支援しました。
- ・森林吸収源対策の推進
県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を県がクレジットとして認証する「G-クレジット制度」を運用しました。また、森林由来のカーボン・クレジット制度の認証取得を促進するため、林業事業体等を対象としたセミナー及び勉強会を開催しました。
- ・岐阜県気候変動適応センターによる気候変動影響・気候変動適応への取組
気候変動適応法に基づき、県と岐阜大学が共同で設置した、岐阜県気候変動適応センターが中心となり、気候変動の影響や適応策について、情報収集・分析や共同研究、人材育成等を実施しました。

指 標 名	基準値	実績値	目標値	進捗状況
温室効果ガスの排出量	1,685万 t-CO ₂ (2017)	1,525万 t-CO ₂ (2022速報値)	1,474万 t-CO ₂ (2025)	A
家庭1世帯あたりエネルギー消費量の削減率 ※2017年度比	—	2017比 8.5%減 (2022速報値)	2017比 9.7%減 (2025)	A
再エネ電力比率	—	20.6% (2022速報値)	31.5% (2025)	B
立地適正化計画策定 市町村数(累計)	5市町村 (2019)	8市町村 (2024)	10市町村 (2025)	A

(主な項目に対する評価)

- ・温室効果ガスの排出量は、目標値である1,474万t-CO₂の達成に向け順調に推移しています。
- ・再エネ電力比率は、太陽光、水力、バイオマス発電等再生可能エネルギー創出量の増加に伴い増加していますが、目標値には及んでいません。

<今後の展開>

- ・家庭や事業者の個々の省エネ対策等の徹底に加え、エネルギー利用の効率化につながる生活や社会システムへの変革も必要です。
- ・温暖化対策の観点に加えて、エネルギー供給の強靱化の観点などからも地域資源を活用した再生可能エネルギーの創出拡大やエネルギー自給の向上に資する地域での活用促進が必要です。
- ・より多くの県民が地球温暖化対策や気候変動への適応などに関心を持ち、環境にやさしい行動に結びつけるための啓発が必要です。

(2) 資源循環型社会の形成

<現状と課題>

- ・一般廃棄物の排出量および最終処分量は減少傾向にあるが、再生利用率はほぼ横ばいで推移しており、資源の有効活用に向けたさらなる取組が求められています。
- ・一方、産業廃棄物については、排出量・最終処分量ともに減少し、再生利用量及び再生利用率は増加傾向にあることから、着実に取組が進んでいます。

- ・災害廃棄物への対応では、県および市町村が災害廃棄物処理計画を随時改定し、計画に基づいた演習を実施するなど、災害時の対応力向上に向けた体制整備が進められています。また、能登半島地震の際には、被災自治体における災害廃棄物処理の支援のため、県及び県内市町村からの人的支援を行いました。
- ・食品ロスの発生抑制については、2000年度比で半減を目標としていますが、現状では、45.7%減に留まっており、さらなる削減に向けた取組の充実が求められています。

＜第6次計画における主な取組＞

- ・ぎふ食べきり運動の推進
県内の飲食店や企業を協力店・協力企業等として登録したほか、InstagramやYouTubeを活用し、食品ロス削減のためのレシピ等の情報発信を実施しました。
- ・「ぎふプラスマ！」の取組推進
プラスチックの資源循環やプラスチック利用合理化等に取り組む事業所等の登録制度を実施しました。
- ・循環経済の導入の促進
循環経済に取り組む事業者による事例紹介を行うセミナーのほか、事業アイデアを構想するワークショップを開催しました。
- ・災害廃棄物の適正な処理体制の強化
県及び市町村担当者等を対象とした演習及び研修会等を実施し、災害廃棄物処理体制を強化しました。

指 標 名	基準値	実績値	目標値	進捗状況
一般廃棄物排出量	69.6万t (2018)	62.2万t (2023)	60.8万t (2025)	A
一般廃棄物再生利用率	23.3% (2018)	21.7% (2023)	28.0% (2025)	A
産業廃棄物排出量 ※農業系廃棄物を除く	367.7万t (2018)	357.1万t (2023)	367.7万t (2025)	達 成
産業廃棄物再生利用率 ※農業系廃棄物を除く	40.7% (2018)	49.1% (2023)	56.0% (2025)	A

(主な項目に対する評価)

- ・一般廃棄物排出量は順調に減少しており、目標年における排出量の目標値を達成する見込みです。また、産業廃棄物排出量(農業系廃棄物を除く)については、2023年時点において目標値を達成しています。
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物(農業系廃棄物を除く)の再生利用率は、目標値との乖離があり、目標値には届かない見込みです。

＜今後の展開＞

- ・市町村における分別の徹底等、資源化につながる取組を進めることで、再生利用率(率)の増加につなげていくこと、サーキュラーエコノミーの導入促進など資源循環に向けた取組を行うことが必要です。
- ・災害廃棄物処理計画の実効性の確保のため、必要に応じた計画改定と図上演習の継続実施が必要です。
- ・食品ロス削減に向けた理解と行動が広がるよう、多様な主体との連携を図ることが必要です。

(3) 美しく豊かな環境との共生

＜現状と課題＞

- ・自然公園における行為規制や監視・指導、公園施設の整備・改修、自然体験の提供、環境教育等により、自然環境の保全と活用を進めています。
- ・特徴的な火山地形、溶岩流により形成された滝、植生の垂直分布など雄大な景観を有する御嶽山の国定公園指定に向けた取組を推進しています。
- ・特定外来生物の防除や、希少野生生物の保護などを通じ、生物多様性の維持と豊かな自然環境の保全に努めています。
- ・各種鳥獣による農作物被害の軽減を図りましたが、農作物被害額は依然として下げ止まりの傾向にあります。
- ・ゾーニング管理の推進など、ツキノワグマによる被害防止対策を進めています。が、依然として人身被害が発生しています。
- ・県内において、中央新幹線建設工事が進められており、工事に伴う地下水位の低下など環境への影響が生じています。

＜第6次計画における主な取組＞

- ・自然公園の保全及び活用
貴重な動植物や優れた自然景観を有する中部山岳国立公園への国内外からの誘客を図るため、リニューアルした中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンターを拠点に、情報発信、自然体験プログラム、環境教育などを実施しました。
- ・特定外来生物の防除

緊急に防除すべき特定外来生物に選定しているアルゼンチンアリ、カミツキガメの緊急防除を実施するとともに、地域住民と一体で特定外来生物の防除等に取り組む市町村に対し、補助金を交付しました。また、外来種対策の基礎資料とするため、岐阜県生態系被害防止外来種リスト・ハンドブックを作成しました。

- ・希少野生生物の保護

岐阜県レッドデータブックの改訂のため、絶滅のおそれのある野生生物の生息状況調査を実施しました。また、国の特別天然記念物で、本県の県鳥にも指定されているライチョウについて、「岐阜県ライチョウ保護計画」に基づく調査や普及啓発を実施しました。

- ・野生鳥獣による農作物被害防止対策の実施

鳥獣被害対策専門指導員を各農林事務所に配置し、被害集落への支援体制を強化するとともに、市町村が行う防護柵設置や捕獲機材の導入、個体数調整捕獲や広域捕獲等による捕獲強化、地域住民主体による捕獲体制整備の支援などを実施しました。また、県民の鳥獣被害対策に関する理解促進を図るため、県と岐阜大学が共同設置している「岐阜県野生動物管理推進センター」で、シンポジウム及び講習会を開催しました。

- ・ツキノワグマ管理マニュアルの作成

ツキノワグマによる人身被害防止の対策や出没時の対応等をまとめた「岐阜県ツキノワグマ管理マニュアル」を策定しました。また、2025(令和7)年9月に運用が開始された緊急銃猟制度の体制整備の推進を目的に、岐阜県野生動物管理推進センターで、市町村職員等を対象に研修会を開催しました。

- ・新たな環境問題への対応

中央新幹線建設工事に伴い生じた環境への影響について、専門家による環境影響評価審査会の意見を聴き、事業者が環境の保全に適正な配慮を行うよう、必要な対応を要請しました。

指 標 名	基準値	実績値	目標値	進捗状況
地域循環共生圏プラットフォーム登録団体数 (累計)	2団体 (2019)	12団体 (2024)	20団体 (2025)	B
自然公園利用者数	793万人 (2018)	646万人 (2023)	800万人 (2025)	A
新規林業就業者数	—	74人 (2023)	80人 (2025)	A
農地維持活動に集落で 取り組む協定面積	28,918ha (2019)	28,438ha (2024)	28,900ha (2025)	A

(主な項目に対する評価)

- ・地域循環共生圏プラットフォーム登録団体数は、12団体と目標値には及んでいませんが、団体への支援や周知活動などを通じて広く登録を呼びかけました。
- ・自然公園利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、目標値を達成できていませんが、2022(令和4)年以降は順調に回復しています。

<今後の展開>

- ・自然公園施設の老朽化改修、自然体験プログラムの造成・提供、環境教育、ガイド等人材育成などにより、県民が自然に親しむ環境や機会を提供することが必要です。
- ・外来種に関する県民の理解促進を図るため、岐阜県生態系被害防止外来種リスト・ハンドブックを活用した普及啓発が必要です。
- ・岐阜県レッドデータブックや岐阜県生態系被害防止外来種リスト・ハンドブックの改訂を行うため、絶滅のおそれのある野生生物や外来種の生息状況等の継続的な調査が必要です。
- ・野生鳥獣の生息数及び生息域の拡大に対応するため、状況の変化に応じた対策の継続が必要です。
- ・狩猟者の高齢化が進んでいることから、有害鳥獣の捕獲者を継続的に確保するため、若者向けの担い手確保対策が必要です。
- ・中央新幹線建設工事の実施に際し、事業者が環境の保全について適正な配慮がなされるよう求めていくことが必要です。

(4) 安全・安心な生活環境の確保

<現状と課題>

- ・ 県内の河川は、概ね環境基準を達成しており、良好な水質を引き続き維持しています。
- ・ 二酸化硫黄・二酸化窒素などの大気汚染物質濃度は環境基準を達成しています。
- ・ リニア中央新幹線工事に伴い、瑞浪市内で地下水位の低下が発生しています。
- ・ 県内において、中央新幹線建設工事が進められており、工事に伴う地下水位の低下など環境への影響が生じています。(再掲)
- ・ 各務原市の地下水においてPFOS及びPF0Aの暫定目標値超過が発生しています。

<第6次計画における主な取組>

- ・ 水環境の保全、大気汚染の防止
水質・大気等の環境モニタリング、工場・事業場への立ち入り検査等を実施しました。また、法や条例に基づき環境アセスメントの手続きを実施しました。
- ・ 新たな環境問題への対応
中央新幹線建設工事に伴い生じた環境への影響について、専門家による環境影響評価審査会の意見を聴き、事業者が環境の保全に適正な配慮を行うよう、必要な対応を要請しました。(再掲)
- ・ 環境省が作成した「PFOS及びPF0Aに関する対応の手引き」に基づき、各務原市と連携して、超過した井戸周辺の井戸や河川等の水質調査を開始、飲用自粛の依頼により飲用によるばく露を防止しました。また、水質調査、継続モニタリング等について意見を伺うために専門家会議を開催しました。

指 標 名	基準値	実績値	目標値	進捗状況
河川環境基準達成率 ※BOD75%値	98.6% (2019)	98.6% (2024)	100% (2025)	A
大気環境基準達成率 ※光化学オキシダント 除く	100% (2019)	100% (2024)	100% (2025)	達 成

(主な項目に対する評価)

- ・ 河川環境基準達成率は、98.6%(68達成水域数/69総水域数)と目標値には及んでいませんが、全国河川の達成率(2023(令和5)年度)93.8%を上回っています。
- ・ 大気環境基準達成率(光化学オキシダントを除く)は、100%と目標値を達成しています。

＜今後の展開＞

- ・水質・大気等に関する各種環境基準が達成されるよう、引き続き環境モニタリングで状況を把握し、工場・事業場への立ち入り検査等を行うことが必要です。
- ・中央新幹線建設工事の実施に際し、事業者が環境の保全について適正な配慮がなされるよう求めていくことが必要。（再掲）
- ・PFOS及びPF0Aについて、基準値等を超過した範囲の経時的な変化を把握するため、継続モニタリング、追加調査の実施が必要です。

（５）未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

＜現状と課題＞

- ・環境学習へのゲートウェイである「ぎふ環境学習ポータルサイト」の閲覧回数は、着実に増加しています。
- ・小中高等学校生等を対象とした環境教育の取組が積極的に実施されています。
- ・SDGsの認知度は９割を超える一方、具体的な行動に結びついている割合は約５割に留まっています。

＜第６次計画における主な取組＞

- ・環境学習支援の機能強化
ぎふ環境学習ポータルサイトの構築・運用及びコンテンツの充実を行いました。
- ・環境教育を推進する学校・団体等への支援
環境学習の実施を希望する学校等に対する、環境教育推進員の派遣を行いました。
- ・SDGsに関する普及啓発活動の推進
SDGsの行動につながる学びの場としてフォーラム・セミナーを開催するほか、学校への講師派遣やSDGsに取り組む事業者の支援を実施しました。

指 標 名	基準値	実績値	目標値	進捗状況
環境学習用のポータルサイト閲覧回数	—	79,519回 (2024)	20万回 (2025)	C
「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員数	—	2,039会員 (2024)	1,650会員 (2025)	達成
副読本等を活用し環境問題を探究した小学校の割合	97.1% (2019)	98.3% (2024)	100% (2025)	A

(主な項目に対する評価)

- ・環境学習用ポータルサイトの閲覧回数は、年々増加傾向にあるものの、依然として目標値には及んでいません。
- ・「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員数は、2,039会員と目標値であった1,650会員を大幅に上回りました。
- ・副読本等を活用して環境問題を探求した小学校の割合は、98.3%と目標値であるには僅かに及んでいませんが、環境教育推進員による環境教育を実施した学校からは好評を得ており、環境教育の普及に努めることができました。

＜今後の展開＞

- ・市町村、企業、団体等を対象とした一般向け教育プログラムの充実が必要です。
- ・環境教育等を通じて醸成された環境意識を、持続的に持ち続けてもらうための取組が必要です。
- ・環境教育等の成果を環境保全の行動やライフスタイルの変容に結びつかせることが必要です。

第3章 計画の方向性

1 5つの基本施策と目指すべき将来像

基本施策 1

○「脱炭素社会ぎふ」の実現

- 将来像 …… 地球温暖化に対する緩和策・適応策が着実に進展し、気候変動への影響が最小化されることを目指します。

基本施策 2

○資源循環型社会の形成

- 将来像 …… ごみの発生抑制・再使用・再生利用等の意識が浸透した、資源循環型社会の形成を目指します。

基本施策 3

○美しく豊かな環境との共生

- 将来像 …… 豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用されることを目指します。

基本施策 4

○安全・安心な生活環境の確保

- 将来像 …… すべての県民が安全・安心で健康的な生活を送れる環境が確保されることを目指します。

基本施策 5

○未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

- 将来像 …… 県民一人ひとりや各事業者に環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドが根付くことを目指します。

2 「ウェルビーイング」と条例の関係

第2章においてご紹介したとおり、国の環境基本計画では、「環境保全を通じて、現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質や幸福度（ウェルビーイング）、経済厚生向上、それから人類の福祉への貢献」といった文脈で述べられており、環境保全を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位目標として設定しています。

当県においても、その趣旨をふまえ、県民一人ひとりの幸せの形、すなわち「ウェルビーイング」の実現を目指すことは、条例の目的(第1条)である「現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」に他ならないものです。

これらウェルビーイングの考え方や条例の目的を踏まえ、第7次岐阜県環境基本計画においても、5つの基本施策を推進し、目指すべき将来像に向けた取組を展開してまいります。

第4章 施策の展開

基本施策 1 「脱炭素社会ぎふ」の実現

取組内容

(1) 地球温暖化の緩和策の推進

※下記アイコンは、SDGs(国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標)のうち、本項目に関連のあるものを示しています(以下、同じ)。



(家庭や事業者などの各主体による省エネルギー対策の徹底とエネルギー利用の効率化につながる生活や社会システムへの変革)

- 家庭における省エネ・低炭素型製品への買換えや省エネ行動の実践など、ライフスタイルの転換等を促すため、講座の実施やネット媒体を用いた普及啓発活動を展開します。
- 高断熱・高気密住宅と次世代エネルギーインフラを組み合わせた ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及促進策を推進します。
- 事業者の省エネルギー対策を促進するため、県地球温暖化防止活動推進センターや金融機関等と連携し、対策の実施に向けた働きかけや支援を行います。
- 「温室効果ガス排出削減計画等評価制度」を効果的に運用し、事業者の計画的な温室効果ガス排出削減を促進するとともに、優れた事業者を顕彰します。
- 廃棄物焼却時の熱回収、発電等によるエネルギー効率を高めることにより二酸化炭素排出量の削減を図るため、市町村等に対し国制度を活用したエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を働きかけます。
- 中小企業等が行う排出削減(省エネ)や地球環境の保全・改善を図るための施設・設備の導入に対し、県融資制度により支援するほか、簡易的なオンライン診断システムを提供します。
- ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)普及促進のため、設備導入やBEMS・スマートメーター等導入に係る支援策を検討します。
- エネルギー利用の効率化につながるクーリング・ウォーミングシェアスポットの普及及び利用の促進を図るほか、エネルギーの共同利用等の促進に向けた調査研究を進めます。
- 二酸化炭素排出量が少ないことに加え、輸送力が高く定時性に優れ、環境に優しい新たな交通システム(LRT等)の導入を検討します。
- 物流における鉄道利用を促進します。

(地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・利用の促進)

- 自家消費型の太陽光発電設備等の導入や再エネ電力の利用促進に向け、県民や事業者を対象に共同購入支援等を行います。なお、太陽光発電事業の適正化に向けては、市町村と連携して現地確認を行い、不適切な案件は国の指導につなげるとともに、国の規制強化等に関する動向を注視し、国と連携しながら必要に応じた対応を行います。
- 小水力発電の導入促進に向け、県が管理する砂防堰堤等を活用した小水力発電の調査・検討を行い、地域や地域の事業者等における新規参入を促します。
- 県管理ダムにおいて、放流水を活用した小水力発電を実施するとともに、建設中の県営ダムにおいても、ダム完成後に小水力発電による再生可能エネルギーを活用した発電を行います。
- 農業用水を活用した小水力発電施設の適切な維持・運営管理のため、専門技術者の派遣や研修会の開催等により市町村等の発電事業者を支援します。
- 木質バイオマス利用施設の導入や県民協働による未利用材の搬出運搬に係る支援を行います。
- エネルギーの森づくりに取り組む事業者への支援を行います。
- 森林資源活用のための所有者不明山林の解決に向けた検討、国への提言を行います。
- 地域で必要なエネルギーを地域でまかなうエネルギー自給の向上に向け、地域資源を活用したエネルギーの創出・活用等に関する市町村との研究活動を実施します。
- 山林や堆肥などを活用したカーボンニュートラルなエネルギーであるバイオコークスの生産体制確立に向けた支援策を検討するとともに、全国への普及に向けた取組を推進します。

(脱炭素に資する技術開発や社会実装、投資等の促進)

- 産学官が連携した省エネルギーや再生可能エネルギー等に関する調査研究、技術開発を支援します。
- 製造業におけるリサイクルや省エネに関する研究開発を推進するとともに、高度な試験研究設備を試験研究機関へ設置することで県内企業の研究開発を支援します。
- モノづくりコーディネーターを充実させ、脱炭素等に関する技術相談や事業支援の強化を図ります。
- 水素・アンモニアの社会実装に向け、中部圏の自治体や経済団体等と連携して、普及啓発、需要の創出、利活用の促進等に向けた取組を推進します。
- ペロブスカイト太陽電池などの新たなエネルギー技術等の動向に注視し、必要に応じて活用促進等に向けた取組を進めます。

- ぎふSDGs推進パートナー登録制度等を運用しつつ、地方創生SDGsに取り組む事業者を金融機関とともに支援します。

(公共交通の利用と電動車の導入促進)

- 交通事業者と市町村等が連携した利便性向上に向けた取組について助言等を行い、公共交通の利用促進を図ります。
- 電動車(電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV))の導入促進に向け、電動車が走行時に二酸化炭素を排出しない環境に優しい自動車であることなどの普及啓発を行います。
- 電動車は外部電源供給システムにより災害時の非常用電源として活用できることを踏まえ、県自ら必要な車両の導入を推進します。

(県による率先実行)

- 「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に基づき、県有施設の照明LED化や高効率空調設備への更新を進めるなど県有施設等の省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を進めるなど、温室効果ガス排出削減に資する取組を推進します。

(森林吸収源対策の推進)

- 健全で豊かな森林づくりを実現するため、県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を県がクレジットとして認証する「G-クレジット制度」を運用します。
- 森林由来のカーボン・クレジット制度の認知度向上を図るため、セミナーの開催やウェブサイト等を活用した情報発信などの普及・啓発活動を行います。

(2) 気候変動への適応策の推進



(気候変動の影響や適応に関する共同研究と人材育成)

- 岐阜大学と共同して設置した「岐阜県気候変動適応センター」を拠点に、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理・分析、共同研究を行います。また、広く気候変動問題への関心と理解を深めるため普及啓発を行うとともに、適応策の立案や普及啓発活動等を担うことができる人材育成にも取り組みます。

(「気候変動×防災」の推進による強靱な県土づくり)

- 気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進します。
- 自然環境が有する多様な機能を活用し持続可能で魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラ」及び生態系を活用した防災・減災「Eco-DRR」に関する取組を推進します。
- 災害発生前から復興後の姿を描きつつ、単に地域を元の姿に戻すという「原形復旧」の発想に捉われず、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持ち、被害の軽減を図ります。

(激甚化・頻発化・局所化する気象災害への対策)

- 間伐や植樹などの森林整備や治山事業の計画的な実施により山地防災力の強化を図ります。また、農業用ため池など農業用施設の防災・減災対策を進めます。
- 河川改修やダム建設などの対策をより一層加速するとともに、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進します。
- 砂防えん堤の整備等のハード対策と、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報の提供等のソフト対策の両面から土砂災害対策を行います。
- 災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定及び防災指針の作成を促進します。

（水資源の保全とライフラインの強化）

- 県営水道の地域間相互のバックアップ機能の強化、老朽化管路の複線化、大容量送水管の整備を行います。

（農産物・養殖魚の新品種・種苗の育成・選定）

- 気候変動の影響を見据え、収量・品質低下等に対応するため、将来の栽培環境に適した新たな品種の育成、選定を進めます。
- 高水温の環境下にも適応できる種苗の育成方法等の検討や新たな魚種の選定、飼育試験等を進めます。

（自然生態系の保全）

- 高山帯等における野生生物の生息状況の変化を把握します。
- 魚類等の遡上・降下環境を守るため、必要に応じて堆積した土砂の除去や補修等、魚道の維持管理を行います。

（熱中症、感染症の予防）

- 熱中症による救急搬送人員数の動向分析を行い、予防のための普及啓発を強化します。
- 感染症を媒介する蚊の生息実態及び発生動向について調査を行い、予防対策に活用します。

（事業継続計画（BCP）の策定支援）

- 災害時における企業の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定支援を行います。

達成目標

指 標 名	現 状	目 標	備考
温室効果ガスの排出量 ※森林吸収量を含む	1,353万 t-CO ₂ (2022速報)	検討中	
家庭1世帯あたりエネルギー 消費量の削減率	2017比 8.5%減 (2022速報)	検討中	
県内の最終エネルギー消費量 に占める再生可能エネルギー 創出量の割合	—	検討中	
ハザードマップにより地域の 危険性を把握している人の割合	60.8% (2024)	75.0% (2030)	

コラム 7 SAF(持続可能な航空燃料)

廃食油、微細藻類、木くず、サトウキビなどのバイオマスや廃棄物を原料として製造される SAF(持続可能な航空燃料)は、航空分野の脱炭素化を支える新たな燃料として注目されています。原料である植物は、その成長過程において CO₂を吸収しており、SAF が燃焼する際に発生する CO₂は計算上オフセットされることから、ライフサイクル全体での排出量を大幅に削減できます。また、SAF には汎用性があり、専用の航空機材の使用を必要としません。そのため、航空会社は新たに航空機材を購入する必要がなく、導入障壁が低い点もメリットと言えます。

国際民間航空機関(ICAO)は、2050 年までに国際航空分野の CO₂排出量を実質ゼロにする目標を掲げており、SAF はその達成に向けた主要な手段とされています。国内においても、堺市の製油所において SAF の量産が始まっており、羽田空港や関西国際空港では定期便への供給が進んでいます。

一方、SAF の普及には課題もあります。2022 年時点で世界の SAF 供給量はジェット燃料全体のわずか 0.1%程度に留まっており、製造コストも高く、原料の安定確保や供給体制の整備も求められています。

また、政府や企業による技術開発や支援制度の充実に加え、消費者の理解と協力も不可欠と言えます。持続可能な航空燃料の普及には、社会全体でその価値を共有し、環境負荷の少ない移動手段を選択する意識を高めていくことが必要となります。

SAFで、地球をクリーンに。

環境×航空=SAF

SAF(ヤフ)は、Sustainable Aviation Fuel「持続可能な航空燃料」。身近な素材から作ることができます。ジェット燃料と比べて、二酸化炭素の排出を60%～80%程度、減らすことができます。

国土交通省

出典：国土交通省資料

基本施策 2 資源循環型社会の形成

取組内容

(1) 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の促進



(ごみ減量化の推進)

- 使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行う飲食店、小売店、製造者の協力のもと、「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」の取組を推進します。
- 石油由来プラスチック代替製品であるバイオプラスチックや、紙等の再生可能素材製品の利用促進のため、事業者・消費者双方に対し啓発を行います。
- 食品廃棄物の削減に取り組む飲食店、宿泊施設及び食品小売店や企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を進めるなど、発生抑制に重点をおいた食品ロス削減を推進します。
- 食品関連事業者等とフードバンク、子ども食堂等の活動をつなぐ仕組みづくりを行うなど、未利用食品等の有効活用及び適正な再生利用を推進します。
- 食品ロス削減推進計画に基づき、行政、事業者、消費者、関係団体等による取組を推進するとともに、各主体間の連携強化を図ります。
- 環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を市町村や地域団体と連携して促進します。
- 東海三県一市と事業者団体が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図る「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。
- 高校生や大学生など若年層に向けて、プラスチックに関する認識を深める特別授業等を開催し、分別の徹底など自ら行動する意識の醸成を図ります。

(リサイクルの推進)

- 建設廃棄物の適正な選別による再資源化と埋立処分量の削減の重要性について、建設工事現場のパトロール等を通じて、排出事業者に啓発・周知します。
- 汚泥リサイクル及び汚泥肥料の取組について、各種イベントでの普及啓発や県ホームページでの情報発信に努めます。
- 家畜排せつ物や稲わら等農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対して支援を行います。

- 窯業界が抱える環境問題を解決するため、不用陶磁器を活用した循環経済の実現を目指すプロジェクトを推進します。
- 岐阜県リサイクル認定製品の認定と公共事業等での積極的な利用を推進します。
- 市町村と連携して、紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進します。
- 市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進します。
- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を適正に実施するため、市町村が行う施設整備に対して、国の制度の活用を通じて支援等を行うとともに、再商品化に係る取組を推進するため、市町村に対する必要な情報提供や技術的助言などの支援を行います
- 廃プラスチック類やガラスくず等の再生利用率を向上させるため、製造事業者等と廃棄物処分業者との連携や再生資源等の量を増加させるための製造事業者等への周知等、再資源化事業等高度化法における取組みを促進します。
- 市町村における、廃食用油のバイオディーゼル燃料(BDF)等への有効利用を促進します。
- 専門家による講演や、先進事例の紹介等を通じ、サーキュラーエコノミーの普及啓発やサーキュラーエコノミーに取り組む事業者への支援を行います。
- 事業所において、製造工程で出る端材等を原料として再利用する技術確立に向けた支援を行います。

(一般廃棄物の適正処理の推進)

- 市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるように、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行います。
- 一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。
- 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対し国制度の活用を通じて支援を行います。
- 市町村と連携し、持続可能な適正処理を確保するため長期広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進します。
- 市町村による一般廃棄物中のプラスチックごみの実態調査の実施を促し、市町村別の状況を可視化する取組を進めることで、さらなる分別収集を推進します。
- 可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチック導入を市町村へ働きかけます。
- プラスチックの資源循環の推進に関する実効性のある取組を推進するため、岐阜県プラスチック資源循環推進懇談会を開催し、各団体等間の情報共有及び連携を推進します。
- リチウムイオン電池の適正処処理を推進するため、市町村に対する必要な情

報提供や技術的助言などの支援を行います。

（産業廃棄物の適正処理の推進）

- 産業廃棄物の取扱状況等を勘案して定期立入の回数を設定し、随時立入等を組み合わせて実施するなど重点的・効果的な監視指導を行います。
- 廃棄物関係法令の遵守による適正処理を推進するため、主に中小事業者を対象に法令講習会を開催します。
- 農業用使用済みプラスチックについて、農業関係団体等に対し適正な分別方法や生分解性資材の使用による排出抑制等についての情報提供を行います。
- 小規模農家が利用する国庫補助対象外の家畜排せつ物処理施設の整備に対し支援します。
- 会議等を開催し、畜産経営に起因する環境問題について情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。
- 畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を推進します。

（有害廃棄物の適正処理）

- 処理期限が定められたPCB廃棄物の処理を促進するとともに、水銀廃棄物など有害廃棄物の適正処理を推進します。



（２）美しい生活環境の保全

（不法投棄等の不適正処理対策の徹底）

- 不法投棄を早期に把握するため、廃棄物インターネット110番を活用するとともに、各種団体等の協力を得て通報体制を整備します。
- 不法投棄等の早期発見・早期措置を図るため、パトロール等の監視活動を実施するとともに、必要に応じ関係機関と連携した改善指導を徹底します。
- 市町村と連携し、土砂等の埋立てと称した廃棄物の不適正な処理事案の早期発見・早期措置に努めます。
- 盛土規制に関する連携協議会を設置・開催し、市町村や警察を含めた関係機関の連絡体制を構築します。

（街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進）

- 県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、ポイ捨て防止の啓発や「プラごみゼロ・キャンペーン事業」等における街や川の清掃活動や意識啓発活動など、県内一体となった環境美化運動を推進します。

- 「海洋ごみ対策地域計画」に基づき、所要の海洋漂着物対策を推進します。

(3) 災害・感染症への備え



(災害廃棄物処理対策の推進)

- 岐阜県災害廃棄物処理計画に基づき、関係団体との連携のもと災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うための体制を強化します。

(感染症対策の推進)

- 市町村と連携し、県民や事業者に対して廃棄物の適切な排出方法や処理に関わる注意事項を周知します。また、感染症の流行に対応した市町村業務継続計画の策定を支援するとともに、未策定市町村に対し計画の早期策定を働きかけます。

達成目標

指標名	現状	目標	備考
一般廃棄物排出量	62.2万t (2023)	54.8万t (2030)	
一般廃棄物再生利用率	21.7% (2023)	26.0% (2030)	
産業廃棄物排出量 ※農業系廃棄物を除く	357.1万t (2023)	357.1万t (2030)	
産業廃棄物再生利用率 ※農業系廃棄物を除く	49.1% (2023)	56.0% (2030)	
食品ロスの発生量 ※家庭系食品ロス量 ※事業系食品ロス量	35,054t 22,912t (2023)	32,300t 20,900t (2030)	
10t以上の不法投棄の 新規発生件数	—	新規発生0件 (2030)	

コラム 8 賢い消費・優しい消費のすすめ

近年、社会的課題や環境問題への関心の高まりを背景に、「エシカル消費」という言葉が注目されています。これは、地産地消の食品、環境負荷の少ない製品、人や社会への配慮につながる製品など、社会的・環境的配慮がなされた商品やサービスを選択する消費行動を指し、消費者一人ひとりの選択が、持続可能な社会・環境の形成に寄与するという考え方で

す。

私たちは日々、何気なく消費行動をとっていますが、単に価格や品質だけでなく、その製品がどのように作られ、誰に影響を与えるかといった背景にも注意を向けることで、私たちの消費行動は、単なる「買い物」以上の価値を持つものとなります。

岐阜県でも、グリーン購入の推進や地産地消フェアの開催、食品ロス削減を目的とした「ぎふ食べきり運動」や「てまえどり」など、県民へのエシカル消費の定着に向けた施策が広く展開されており、県民にも少しずつ定着してきています。

エシカル消費は、日常生活の意識を変えることで誰もが実践可能な行動であり、難しいことではありません。あなたが手に取った商品やサービスが、誰かの幸せや自立を後押しするとともに、環境保全につながっているかもしれない・・・そんな視点を持つことが、持続可能な社会への第一歩となるのです。ぜひ、みなさんも「賢い消費・優しい消費」を実践してみてください。



基本施策 3 豊かな環境との共生

取組内容

(1) 地域循環共生圏の創出支援



(地域循環共生圏の取組の推進)

- 水力や森林資源等の地域資源を生かした再生可能エネルギーの創出拡大、地域におけるエネルギー自給の向上に向けた取組等を推進します。
- 専門家による基調講演や、循環経済に取り組んでいる事業者による事例紹介を行うセミナーのほか、事業アイデアを構想するワークショップなどを開催し、サーキュラーエコノミーへの関心と理解を深めます。

(2) 自然環境の保全及び活用



(環境影響評価制度の適正な運用)

- 大規模な開発を行う事業について、事業者に対してより適切な環境保全の取組を促すように環境影響評価制度の適正な運用を行います。

(自然と共生した川づくり)

- 河川が本来持つ自然環境を保全するため、すべての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施します。
- 建設工事に関わる行政機関や民間の現場技術者等に対して、産学官の連携による事例発表会や勉強会の開催に加え、パンフレットやウェブサイト等を通じた情報発信など、多様な手法を用いて自然共生の重要性を広く啓発します。これにより、環境配慮型の施工意識の向上及び自然共生工法の導入を推進します。

(自然公園の保全及び活用)

- 自然公園の優れた風致景観を保護するため、法令に基づき県民や事業者が行う各種行為の規制を行うとともに、自然保護員を配置し、保護体制の確保を図ります。また、自然公園を安全かつ快適に利用できるよう歩道や防護柵などの計画的な整備・補修に努めます。
- 環境省主導で高品質な山岳観光地への磨き上げを行う「松本高山BigBridge構想」が進められている中部山岳国立公園、2026(令和8)年春に指定が見込ま

れる(仮称)御嶽山国定公園をはじめとする自然公園の活用や誘客を図るため、魅力の磨き上げ、受入環境の整備、情報発信、環境教育、ガイド等人材育成などの取組を推進します。

(自然とふれあう機会の充実・サステナブル・ツーリズムの推進)

- 近年の田園回帰志向の拡大や外国人観光客の増加によるグリーン・ツーリズムに対するニーズの多様化に対応するため、(一社)ぎふの田舎へいこう推進協議会と連携してグリーン・ツーリズムや農泊を推進します。

(長良川システムの保全・活用・継承)

- 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の持続的な発展を図るため、清流のシンボルである鮎資源の増大に向けた取組や、鮎のブランド価値の国内外への発信と販路拡大、「清流長良川あゆパーク」を核とした体験プログラムの提供など、若い世代に長良川システムの価値を伝える活動等を推進します。

(持続可能な農業の推進)

- 環境に配慮した持続的な農業や農産物の安全確保につながるGAP(農業生産工程管理)の取組の推進を図るため、GAP指導員を養成、育成し、指導体制を整備するとともに、広く県内農業者、産地への普及を推進します。

※現在作成中の「新たな農政の基本計画(仮)」の記載内容を踏まえ、記載を今後検討します。

(棚田を核とした地域振興)

- 県土の保全や水源のかん養といった多面的機能を有する棚田を核とした地域振興を行うため、指定棚田地域の活動計画認定を支援します。

※現在作成中の「新たな農政の基本計画(仮)」の記載内容を踏まえ、記載を今後検討します。

- 棚田地域の関係人口の拡大に向け、棚田保全活動への都市住民の参加を促進するため、「ぎふの田舎応援隊」や「ぎふの棚田応援隊」の活動を推進するほか、棚田地域の生活や伝統文化、石積棚田などの魅力を体感する「棚田塾ツアー」を実施します。

※現在作成中の「新たな農政の基本計画(仮)」の記載内容を踏まえ、記載を今後検討します。

- NPOや企業等の環境保全・活動団体が連携して、棚田地域での自然体験活動を通じた環境教育を推進し、棚田地域の魅力や保全の必要性を学ぶ機会を創出します。

※現在作成中の「新たな農政の基本計画(仮)」の記載内容を踏まえ、記載を今後検討します。

（林業の担い手確保）

- 林業の就業相談から技術習得までを一貫して支援する「森のジョブステーションぎふ」を中心に、林業の担い手確保・育成を図るほか、県外からの林業就業者に対する移住支援金の給付や外国人材の活用に向けた検討を行うなど、新たな担い手確保を推進します。
- UIJターンによる林業への就業促進や外国人材の活用に向けた講習会の開催などによる担い手の確保や林業の機械化及びICTの導入を支援し、生産性や労働環境の向上を図るスマート林業を推進します。

（3）生物多様性の保全



（生物多様性ぎふ戦略の推進）

- 生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向け「生物多様性ぎふ戦略」の3つの基本戦略（生物多様性を利用する、生物多様性を保全する、生物多様性を理解し、行動する）ごとに設定した状態目標と行動目標の達成を目指します。
- 関係部局と連携し、行動目標に基づき整理した関連施策を推進します。

（外来生物の防除）

- 新たな外来種の侵入・定着状況を把握するため、生息状況調査を継続的に実施するとともに、岐阜県生態系被害防止外来種リストの改訂を必要に応じて行います。
- 特定外来生物の定着、分布拡大を防ぐため、県による緊急防除を行うとともに、市町村の防除の取組を支援します。

（希少野生生物の保護）

- 絶滅のおそれのある野生生物の分布や保全状況の実態を把握し、岐阜県レッドデータブックの改訂を進めるとともに、適切に保護区の指定を行います。
- ライチョウやハリヨなどの岐阜県とその付近にのみ生息する希少野生生物について、保全の必要性に関する普及啓発を実施するとともに、保護された傷病希少動物の治療、リハビリ、放野を実施します。

（農地・里地里山の保全）

- 遊休農地の発生を防止し、豊かな農村環境を維持するため、荒廃した農地を解消し営農を再開する活動や、農地や農村環境を守るための地域共同活動を

支援します。

- 野生鳥獣による被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、里山林の整備を支援し、環境を重視した里山づくりを推進します。

(環境保全林の整備)

- 森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林に対し、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、間伐等の支援を実施します。
- 生物多様性をめぐる社会的要請が高まる中、林業での採算が見込めない針葉樹人工林を針広混交林等へ誘導していく必要があるが、誘導するための方法が明らかとなっていないため、針広混交林化に関する施業技術の確立に向けたモデル事業を実施します。

(野生鳥獣による被害防止)

- イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ及びニホンカモシカについて、生息状況調査を行ったうえで第二種特定鳥獣管理計画を策定し、捕獲や個体数の管理を計画的に実施します。また、県民の鳥獣被害対策に関する理解促進を図るため、野生鳥獣管理に関する講習会等を実施します。
- ツキノワグマによる人身被害を防止するため、ゾーニング管理や緊急銃猟の体制整備の推進を図るとともに、市町村職員等を対象に、専門的知識を習得するための研修を実施します。
- 捕獲したニホンジカやイノシシのジビエとしての利活用を推進するため、解体処理施設を核とした流通・販売ネットワークの拡大を進めるほか、料理フェアや販売イベントを開催するなど、ジビエの認知度向上と販路拡大を支援します。
- 有害鳥獣捕獲の担い手を継続的に確保するため、若い世代が狩猟に対する関心を高める機会を設けるほか、狩猟免許試験の事前講習の開催や学生に対する免許試験手数料の減額を実施します。また、狩猟者を対象に研修を実施し、捕獲技術の向上や安全な狩猟の推進を図ります。
- 野生鳥獣による農産物、水産物への被害の早期軽減を図るため、市町村が行う防護柵の整備やICTを活用した捕獲機材の導入などを推進するほか、カワウ対策の強化に取り組みます。
- 野生鳥獣の被害防止対策に取り組む市町村に対し、県と共同で設置している「岐阜県野生動物管理推進センター」による技術指導等を実施します。

達成目標

指 標 名	現 状	目 標	備 考
地域循環共生圏プラットフォーム 登録団体数(累計)	12団体 (2024)	20団体 (2030)	
自然公園利用者数	646万人 (2023)	800万人 (2030)	
農地維持活動に集落で取り組む 協定面積	28,438ha (2024)	検討中	
新規林業就業者数	74人 (2023)	検討中	

コラム 9 ツキノワグマ対策と共生への取組

岐阜県では、山間部を中心に広い範囲でツキノワグマの生息が確認されています。クマは、警戒心が強く用心深い性格のため、人との接触を避けて生活していますが、食料不足や生息地の縮小・変化などが原因で人里に出没し、人身被害が発生するケースもあります。こうした背景から、岐阜県では 2019(平成31)年度に「第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ)」を策定し、保護管理を通じたクマとの共生を目指しています。

クマの個体群を適正に維持しつつ、人との無用な軋轢を避けるためには、「人とクマの棲み分け(ゾーニング)」を行い、生活圏と行動圏の分離を図ることが最も重要です。具体的な対策としては、クマを集落に寄せ付けないための環境整備が挙げられます。クマを誘引する生ゴミを田畑に捨てない、果樹の実を残さず収穫する、不要な果樹の伐採、電気柵の設置などが推奨されています。また、クマとの遭遇を避けるため、入山時に鈴やラジオを携帯し、単独での行動を避ける、クマの活動が盛んになる早朝や夕方の行動を控えることなどが呼びかけられています。

さらに、県では「クママップ」を公開し、出没情報を共有することで地域の安全対策にも役立てています。人と野生動物が共に暮らすためには、正しい知識と行動が不可欠といえます。岐阜県では、引き続き、県民の安全と生物多様性の保全の両立を図るため、クマ対策に積極的に取り組みます。



基本施策 4 安全・安心な生活環境の確保

取組内容

(1) 水・土壌環境の保全



(水環境の保全)

- 良好な水環境を保全するため、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を毎年作成のうえ、公共用水域及び地下水の水質測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めます。
- 公共用水域の水質保全のため、污水处理施設の整備を促進します。
- 工場・事業場からの排水による水質汚濁事故、有害物質の貯蔵施設等からの有害物質の地下浸透を未然に防止するため、工場・事業場への定期的な立入検査や事業者等への指導を行います。
- 法令の適応を受けない事業者にあっても、油や有害物質等による流出事故を防止するため、注意喚起のためのパンフレットを作成、配布するなど普及啓発を行います。
- 農業者のGAP(農業生産工程管理)の取組を促進し、農薬と化学肥料を適正に使用し水環境を保全する農業の普及推進を図ります。
※現在作成中の「新たな農政の基本計画(仮)」の記載内容を踏まえ、記載を今後検討します。
- 愛知県・三重県等と協働し、伊勢湾の再生と保全に取り組みます。
- 流域内の環境保全団体等との連携による河川清掃活動に取り組むことにより、県民の河川環境保全意識の向上を図ります。

(地下水の保全)

- 「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、土壌・地下水の汚染を把握した場合、周辺の地下水調査を実施し、県民の安全・安心を確保します。
- 水質測定計画に基づく地下水調査を実施するとともに、有機フッ素化合物(PFOs及びPFOA)について基準値等の超過が判明した場合、周辺の地下水等の追加調査を行い、飲用によるばく露防止を図ります。

(水源のかん養)

- 人工林の水源かん養機能の向上を図るため、適切な間伐を進めるとともに、荒廃した森林の復旧に努めます。
- 地下水の水源かん養機能を有する森林、扇状地の河川及び水田の保全を推進

します。

（土壌汚染の防止）

- 土壌汚染対策法に基づき、水質汚濁防止法に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際等には、土壌汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底します。また、土壌汚染対策法に規定される届出が適切に行われるよう、関係機関に対し土壌汚染対策法の周知徹底を図ります。
- 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び崩落等の災害の発生を未然に防止します。

（地盤沈下の防止）

- 地盤沈下の現状を把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携し、一級水準測量調査及び地下水位調査を実施します。また、地下水利用対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下水利用の合理化指導を行い、地盤沈下の防止に努めます。

（危機管理体制の強化）

- 河川や土壌、地下水の汚染事故に対して迅速に対応するため、危機管理体制の強化を推進します。

（２）大気環境の保全



（大気汚染の防止）

- 安全で快適な大気環境を保全するため、大気汚染の監視体制の充実や、ばい煙・粉じん・水銀等を排出する工場・事業場への立入検査など適正な指導を行います。
- 光化学オキシダント濃度の低減を図るため、原因物質である揮発性有機化合物(VOC)の排出削減対策や光化学スモッグなど緊急時の対応を強化します。
- 今後増加が見込まれるアスベストを使用した建築物の解体等工事におけるアスベストの飛散防止措置が徹底されるよう、立入検査や周辺大気環境調査等による監視指導に努めます。

（騒音・振動・悪臭の防止）

- 発生源に対する立入調査や土地利用の適正化の指導などにより、騒音・振動の防止を図ります。

- 事業活動に伴い発生する悪臭に関する各種規制により、悪臭の防止を図ります。また、畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、畜産農家を巡回して指導を行います。

達成目標

指 標 名	現 状	目 標	備 考
河川環境基準達成率 ※BOD75%値	98.6% (2024)	100% (2030)	
大気環境基準達成率 ※光化学オキシダント除く	100% (2024)	100% (2030)	

コラム 10 水辺環境を守る県民運動「ブルーリバー作戦」

岐阜県では、河川の水質保全と生活環境の向上を目的として、「ブルーリバー作戦」という県民参加型の取組を展開しています。この取組では、家庭からの生活排水による河川等の水質悪化を防止するため、県民一人ひとりが実践できる小さな心掛けを呼びかけています。

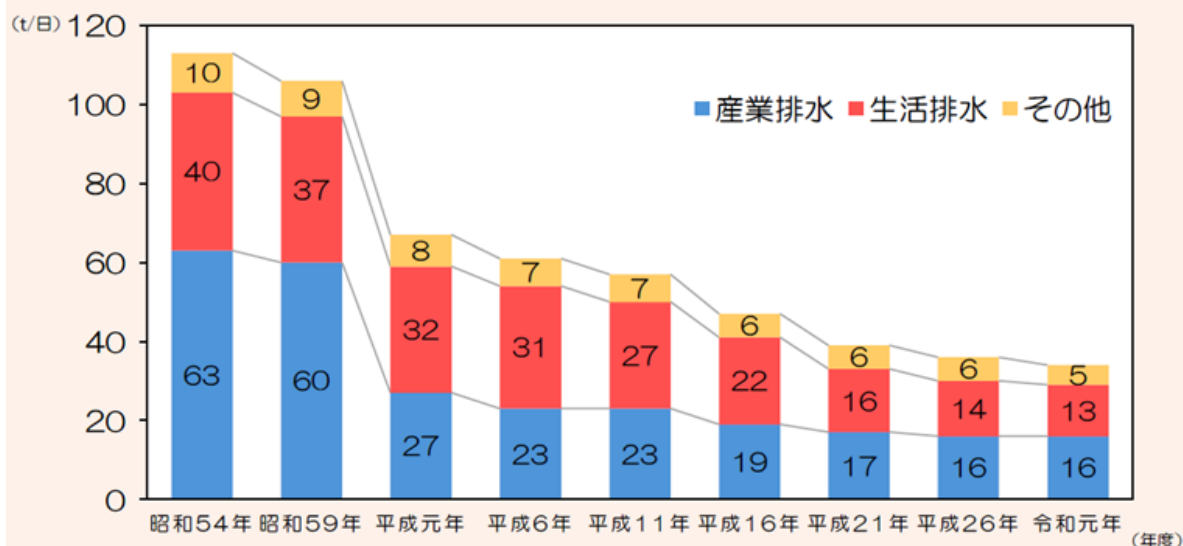
具体的には、台所や洗面所から流れる排水に含まれる汚れを減らすため、水切りネットの使用による調理くずの流出防止、使用済み食用油の回収・再利用、洗剤やシャンプーの適量使用など、日常生活の中で取り組める工夫を紹介しています。これらの環境に優しい行動は、河川の水質改善に直結するだけでなく、個人の環境意識の向上にもつながっています。また、この取組を広く周知するため、環境イベントなどでの展示用パネルや啓発資料を作成し、生活排水が水環境に与える影響を分かりやすく伝えています。こうした啓発活動は、子どもから大人まで幅広い世代に環境保全の重要性を伝える機会となっています。

近年では、合併処理浄化槽の整備促進といった制度的な対応も進展したことにより、水質改善に具体的な成果を上げおり、2019(令和元)年度には、生活系排水による汚濁負荷量(COD)が1979(昭和54)年度比で約68%減少するなど、目に見える水質の改善が確認されています。

水環境の保全は、私たちの安全・安心な生活環境の確保に直結する重要な課題です。ブルーリバー作戦は、県民一人ひとりの行動が水質改善につながることを示す取組として、今後さらに多くの県民に広がっていくことを期待しています。

■発生源別COD(※)排出実績

(岐阜県環境管理課調べ)



(※) COD：科学的酸素要求量

水中の汚れの程度を示す指標で、水中の汚れが酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量をあらわす。数値が大きいほど、水が汚れていることを示す。

基本施策 5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

取組内容

(1) 多様な主体間の連携による人づくり



(環境学習支援の機能強化)

- 県民の環境保全意識の醸成と環境学習支援の能力強化を図るため、行動変容に繋がる様々な情報や学習プログラム等にワンストップでアクセスできる「ぎふ環境学習ポータルサイト」を運営します。
- 環境に関する専門家を環境教育推進員として、学校等へ派遣し、環境学習計画に関する助言や講義を実施します。

(各主体間の連携強化)

- 企業や環境活動団体等の各主体が有する環境学習のリソースを最大限活用し、学校での環境学習や県民の主体的な学びを支援します。
- 「ぎふ環境学習ポータルサイト」を通じて、企業や環境活動団体等の情報発信の場、連携の場を提供することにより、各主体間の連携強化に努めます。
- 水環境の保全が上流域から下流域、海洋まで一体として取り組む必要があるように、市町村や県域を越えた一体的な環境保全対策に取り組めます。

(次代の環境活動を担う人材の育成)

- ぎふエコアクション学生アンバサダー研修を通じて、地球温暖化防止対策の普及啓発活動に取り組む人材を育成するとともに、若者が活躍できる場を提供していきます。
- 幅広い世代を対象に、森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できる「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター(愛称: morinos)」を核とし、森林に誇りと愛着をもち、森林を守り育てる人材を育む「ぎふ木育」を推進します。

(地方創生SDGsの推進)

- SDGs達成に向け、「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」等のSDGsに取り組む事業者を「見える化」する制度を中心に、SDGsの施策を普及啓発段階から、地方創生に向けた施策の実装段階へ移行し、県内企業の持続可能な経営への転換を推進します。

(体験を重視した環境教育の充実)

- 森・里・川・海での自然体験プログラムを通じて、子どもたちがこれらのつ

なかりに理解を深め、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識の醸成を図ります。

(2) 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容



(知識を実践に変える県民運動の展開)

- 学校や家庭、企業で行うことのできる環境に配慮した行動を説明した副読本を配布や、「ぎふ環境学習ポータルサイト」に掲載のコンテンツを周知するなど、自主的な行動を促す情報を積極的に発信します。
- 県内で合法的に伐採された木材である「ぎふ証明材」や、「ぎふ清流GAP評価制度」の認証を取得した商品等の消費に向けて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」や、「エシカル消費」といわれる人・社会・環境に配慮した良識的な消費行動の普及啓発活動を促進します。
- 市町村等の関係機関とも連携しながら、食品ロス削減の必要性やその手法について理解を深めるための消費者への普及啓発を実施します。また、食品ロス削減に向けて消費者の行動変容を促す施策を推進します。

(新しいライフスタイルへの移行促進)

- 近年の田園回帰志向の拡大や外国人観光客の増加によるグリーン・ツーリズムに対するニーズの多様化に対応するため、(一社)ぎふの田舎へいこう推進協議会と連携してグリーン・ツーリズムや農泊を推進します。(再掲)

達成目標

指 標 名	現 状	目 標	備 考
環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合(全世代)	99.0% (2024)	100% (2030)	
「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」等のSDGsに取り組む事業者を「見える化」する制度の合計登録事業者数	686事業者 (2024)	1,200事業者 (2030)	

コラム 11 「ぎふ環境学習ポータルサイト」で、環境について学んでみよう！

「環境にやさしい行動をしたいけれど、何から始めればいいのか分からない」とお悩みの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

岐阜県では、環境についての学びをもっと身近に、そして自ら進んで取り組めるよう、「ぎふ環境学習ポータルサイト」を運営しています。このサイトは、県が目指す「脱炭素社会ぎふ」の実現などの達成に向けて、県民の行動変容を促すとともに、未来を担う人づくりを支える環境学習の拠点として活用されています。

サイトには、環境に関する講座や体験プログラム、教材、施設等の情報を分かりやすく集約しており、これらの情報に「誰でも」「いつでも」「どこでも」アクセスできること、ワンストップで活用と申し込みが出来ることが特徴です。

対象は、一般の方から子ども、教職員、企業・団体までと幅広く、家庭での学習から学校での授業、地域活動、社員研修など、さまざまな場面で学びを深めることができます。

また、脱炭素、資源循環、自然共生、生活環境などのテーマに沿った学習コンテンツも充実しており、環境問題への理解を深めるだけでなく、実際の行動につながるヒントも得ることができます。

環境学習は、未来の社会を形づくる大切な一歩です。「ぎふ環境学習ポータルサイト」を活用して、身近なところから環境への関心と行動を広げてみませんか。



詳しくは…[ぎふ環境ポータルサイト](#) 検索

2 関連指標一覧

達成目標

(再掲) ◆基本施策ごとに代表的な指標を目標として設定し、計画の進捗管理を図ります。

基本施策	指 標 名	現 状	目 標	備 考
「脱炭素社会ぎふ」の実現	温室効果ガスの排出量 ※森林吸収量を含む	1,353万 t-CO ₂ (2022速報)	検討中	
	家庭1世帯あたりエネルギー消費量の削減率	2017比 8.5%減 (2022速報)	検討中	
	県内の最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー創出量の割合	—	検討中	
	ハザードマップにより地域の危険性を把握している人の割合	60.8% (2024)	75.0% (2030)	
資源循環型社会の形成	一般廃棄物排出量	62.2万t (2023)	54.8万t (2030)	
	一般廃棄物再生利用率	21.7% (2023)	26.0% (2030)	
	産業廃棄物排出量 ※農業系廃棄物を除く	357.1万t (2023)	357.1万t (2030)	
	産業廃棄物再生利用率 ※農業系廃棄物を除く	49.1% (2023)	56.0% (2030)	
	食品ロスの発生量 ※家庭系食品ロス量 ※事業系食品ロス量	35,054t 22,912t (2023)	32,300t 20,900t (2030)	
	10t以上の不法投棄の新規発生件数	—	新規発生0件 (2030)	

基本施策	指 標 名	現 状	目 標	備 考
美しく豊かな環境との共生	地域循環共生圏プラットフォーム登録団体数 (累計)	12団体 (2024)	20団体 (2030)	
	自然公園利用者数	646万人 (2023)	800万人 (2030)	
	農地維持活動に集落で 取り組む協定面積	28,438ha (2024)	検討中	
	新規林業就業者数	74人 (2023)	検討中	
安全・安心な生活環境の確保	河川環境基準達成率 ※BOD75%値	98.6% (2024)	100% (2030)	
	大気環境基準達成率 ※光化学オキシダント 除く	100% (2024)	100% (2030)	
未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容	環境にやさしい行動に 取り組んだ人の割合 (全世代)	99.0% (2024)	100% (2030)	
	「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」等のSDGsに取り組む事業者を「見える化」する制度の合計登録事業者数	686事業者 (2024)	1,200事業者 (2030)	

管理指標

◆取組内容の進捗状況を把握するため管理指標を設定し、計画の進捗管理を図ります。

基本施策	指 標 名	現 状	目 標	備 考
「脱炭素社会ぎふ」の実現	木質バイオマス利用量	197千m ³ (2024)	検討中	
	ぎふエコアクション登録世帯数	1,943世帯 (2024)	6,800世帯 (2030)	
	間伐実施面積	5,241ha (2024)	検討中	
	市町村、企業等による地産地消の仕組みの構築数(累計)	—	検討中	
	次世代エネルギー産業創出コンソーシアムにおける技術開発助成件数(累計)	—	検討中	
	立地適正化計画策定市町村数	8市町村 (2024)	21市町 (2029)	
資源循環型社会の形成	1人1日当たり生活系ごみ排出量	622g/人/日 (2023)	595g/人/日 (2030)	
	事業者当たりのごみ削減率	2018比 3.3%減 (2023)	2018比 10%減 (2030)	
	「ぎふ食べきり運動」協力事業者・協力店舗数	1,400店舗 (2024)	1,500店舗 (2030)	
	「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」登録事業者・店舗(企業数)	370社、 1,537店舗 (2024)	検討中	

基本施策	指 標 名	現 状	目 標	備 考
美しく豊かな環境との共生	「清流長良川あゆパーク」における体験プログラム参加者数(累計)	139,639人 (2023)	検討中	
	ニホンジカの捕獲頭数	17,249頭 (2024)	検討中	
	狩猟免許保持者数	4,629人 (2024)	5,500人 (2030)	
	ぎふ清流GAP実践率	27.1% (2024)	検討中	
	指定棚田地域活動計画認定棚田数	30箇所 (2024)	検討中	
安全・安心な生活環境の確保	光化学オキシダントの環境基準非適合率 (国見直しを反映)	—	19.1% (2030)	
	騒音の環境基準達成率 ※一般地域 ※自動車騒音	93.0% 93.8% (2024)	100% 100% (2030)	
未来につながる人づくりとライフスタイルの変容	環境学習コーディネート数	98回 (2024)	125回 (2030)	
	ぎふエコアクション学生アンバサダー認定者数	79人 (2024)	200人 (2030)	
	環境学習ポータルサイト閲覧回数	79,519回 (2024)	20万回 (2030)	
	環境問題を探求した小学校の割合	98.3% (2024)	100% (2030)	

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

- 県は、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及びその啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進します。（条例第31条）

2 進捗管理と評価

- 施策の進捗状況について、県議会、岐阜県環境審議会へ報告するとともに、毎年度「環境の状況及び環境の保全・創出に関する報告(環境白書)」を作成・公表します。
- 本計画に記載した5つの基本施策に掲げた達成目標及び管理指標に対する評価を毎年度実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ施策の見直しや改善などを行います。

3 計画の見直し

- 社会や環境を巡る情勢に大きな変化が生じた場合などは、必要に応じて計画期間中であっても計画の見直しを実施します。

参考資料

1 用語解説

2 環境に関する県民等意識調査結果(概要)

1. 調査概要

1-1 調査目的

県民、環境関連団体及び企業の環境に関する一般的な意識を把握・分析・検討し、岐阜県環境基本計画の改定版を検討する資料とする。

1-2 調査項目

- ・環境に対する関心や行動について
- ・環境に関する情報について
- ・県が実施する環境施策について

1-3 調査地域、調査対象、調査方法

(1) 共通事項

調 査 地 域 : 岐阜県全域

調 査 地 域 : 郵送法

実 施 期 間 : 令和6年10月28日(月)～12月5日(木)

調 査 主 体 : 岐阜県 環境生活部 環境生活政策課

調査実施機関: 株式会社東京商工リサーチ 岐阜支店

(2) 一般県民を対象とする調査

調 査 対 象 : 18歳以上の男女

標 本 数 : 2,000人

抽 出 方 法 : 層化二段無作為抽出法

(3) 環境関連団体を対象とする調査

調 査 対 象 : 発注者が別途指定する団体

標 本 数 : 138団体

(4) 企業を対象とする調査

調 査 対 象 : 県内に本店を有し従業員数50名以上の企業

標 本 数 : 200社

1-4 回収結果

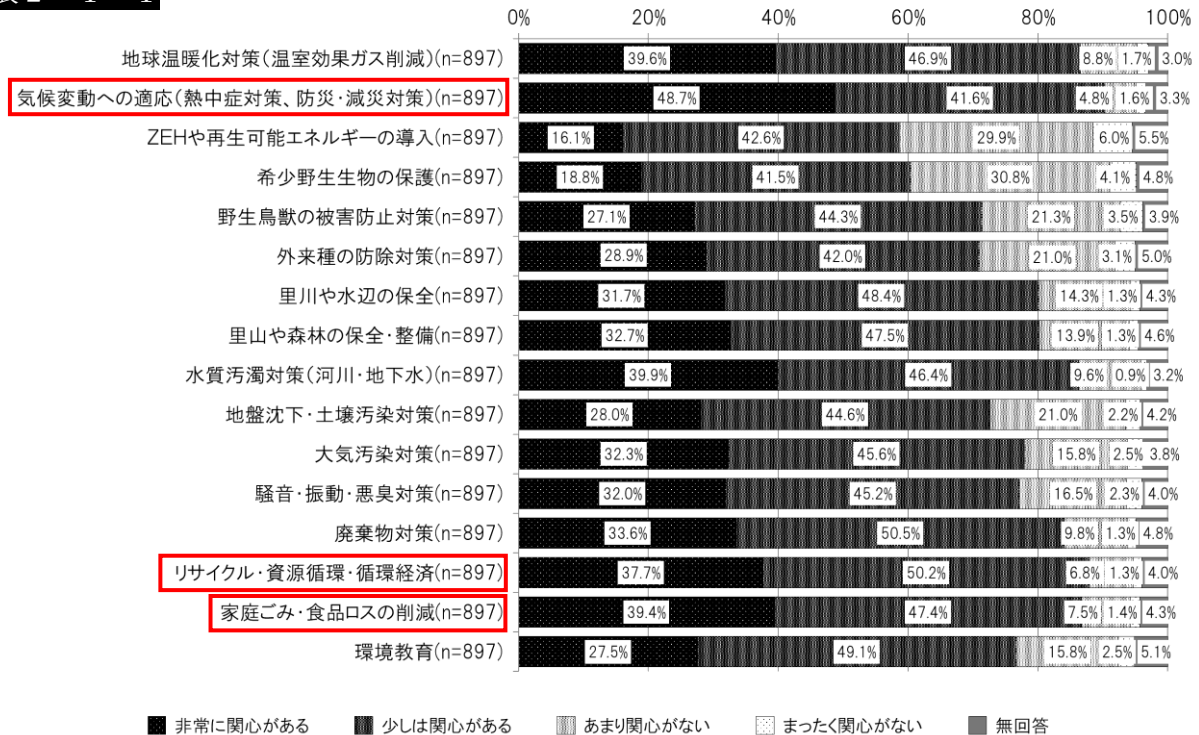
- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 一般県民を対象とする調査 | 897人(回収率44.9%) |
| (2) 環境関連団体を対象とする調査 | 57団体(回収率41.3%) |
| (3) 企業を対象とする調査 | 109社(回収率54.5%) |

2. 一般県民を対象とする調査結果

2-1-1 関心がある環境問題

全体でみると、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」の合計について、『気候変動への適応』が 90.3%と最も高く、次いで『リサイクル・資源循環・循環経済』（87.9%）、『家庭ごみ・食品ロスの削減』（86.8%）の順となっています。

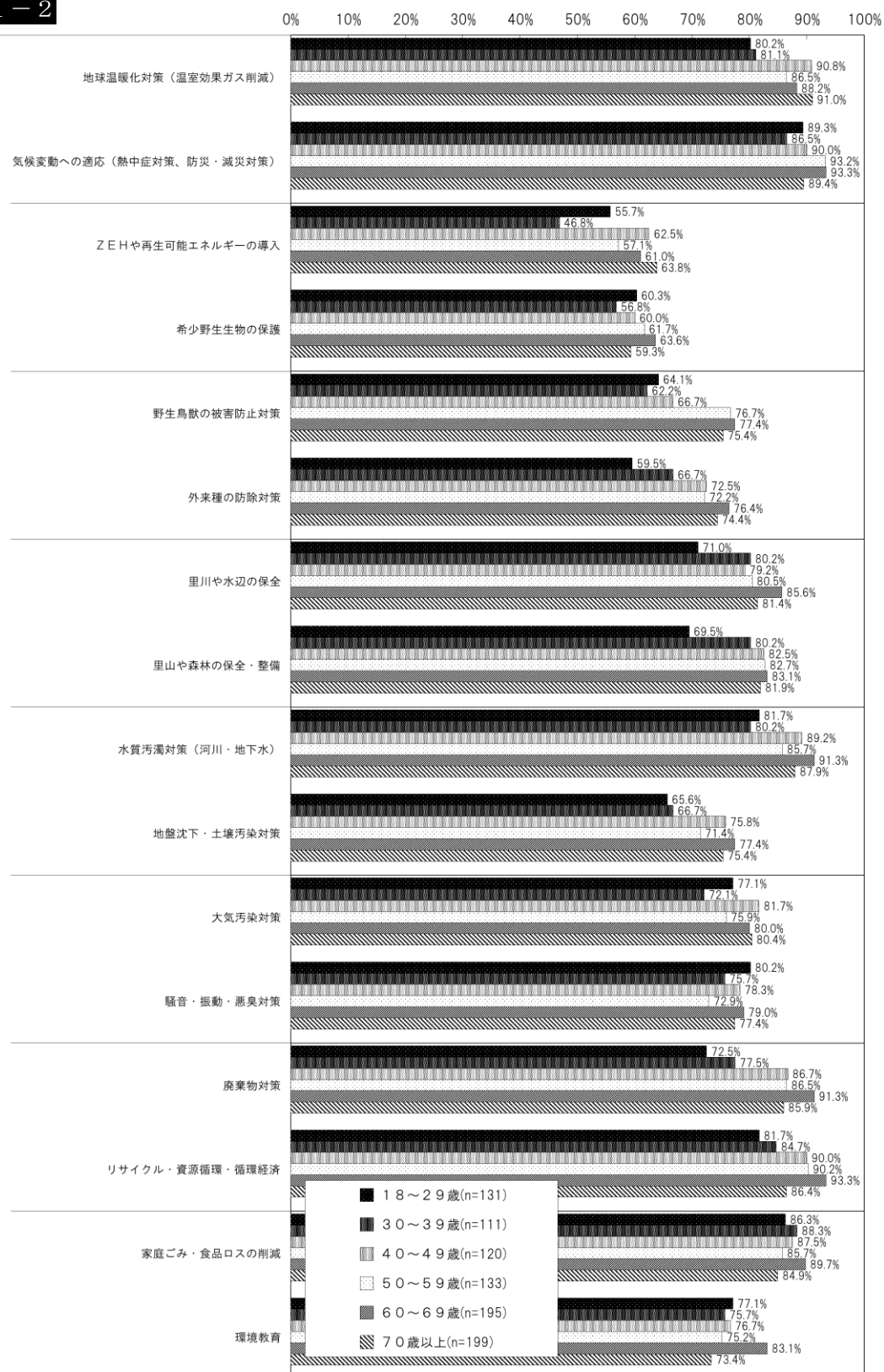
図表 2-1-1



2-1-2 関心がある環境問題（年齢別）

年齢別でみると、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」の合計について、40～49 歳、70 歳以上では『希少野生生物の保護』が、他の年齢区分では『Z E Hや再生可能エネルギーの導入』が最も低くなっています。

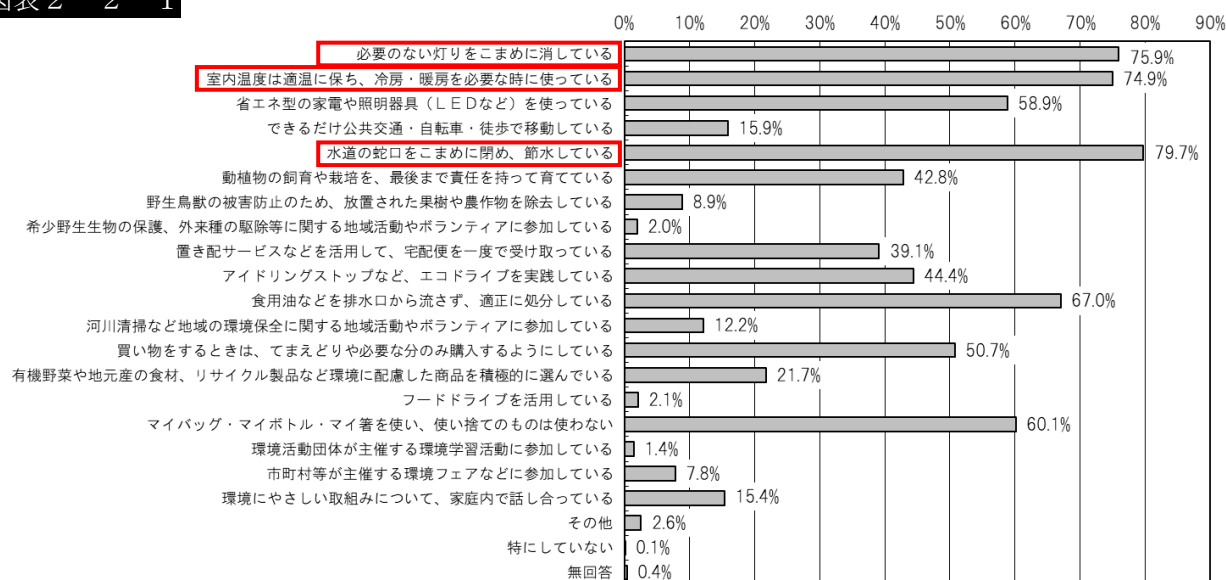
図表 2-1-2



2-2-1 環境にやさしい行動として取り組んでいること

全体でみると、「水道の蛇口をこまめに閉め、節水している」が 79.7%と最も高く、次いで「必要のない灯りをこまめに消している」(75.9%)、「室内温度は適温に保ち、冷房・暖房を必要な時に使っている」(74.9%)の順となっています。

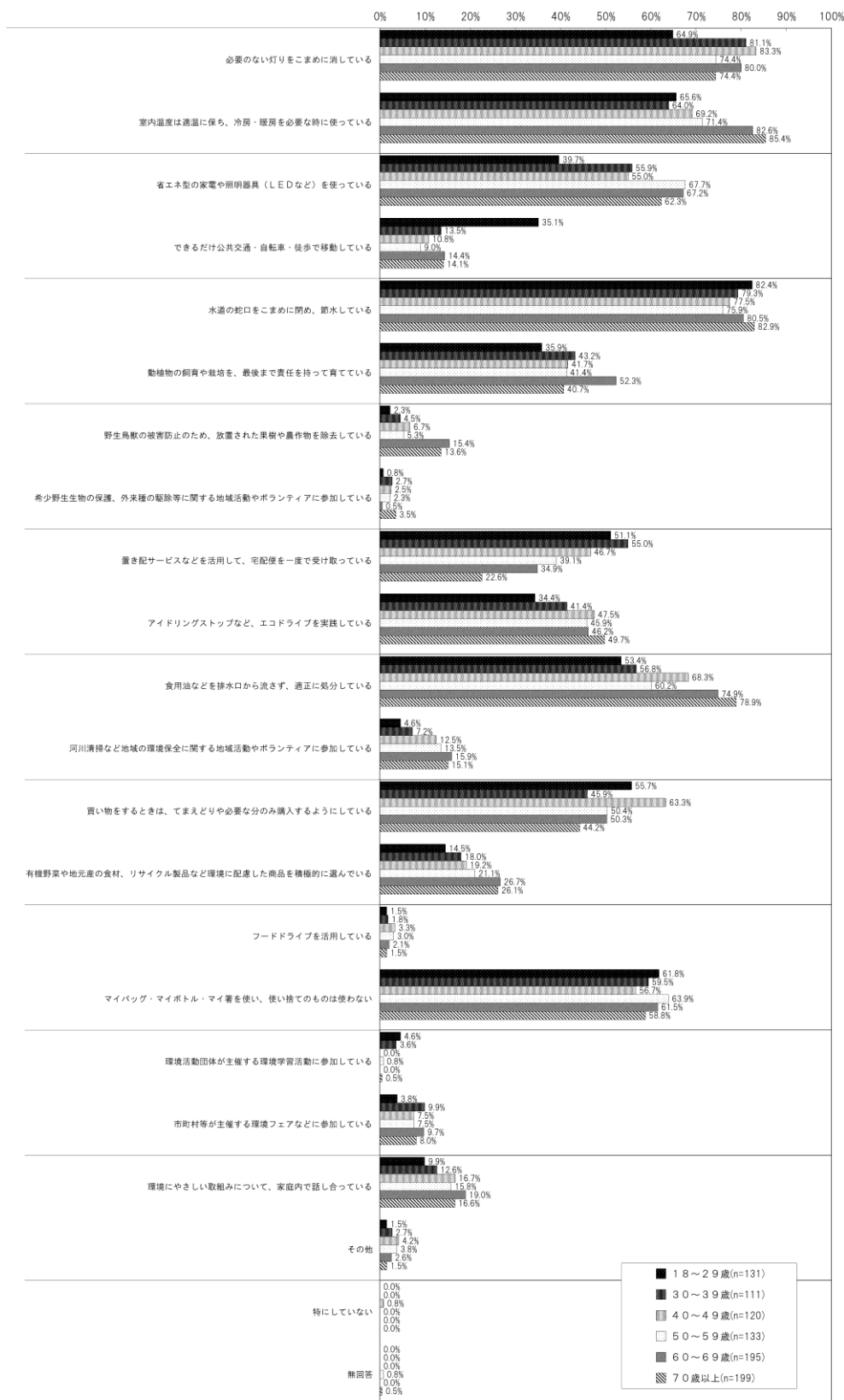
図表 2-2-1



2-2-2 環境にやさしい行動として取り組んでいること（年齢別）

年齢別でみると、すべての年代において「水道の蛇口をこまめに閉め、節水している」が7割を超えて高くなっています。なお、「置き配サービスなどを活用して、宅配便を一度で受け取っている」は最も高かった30～39歳と最も低かった70歳以上とでは30ポイント以上の差があります。

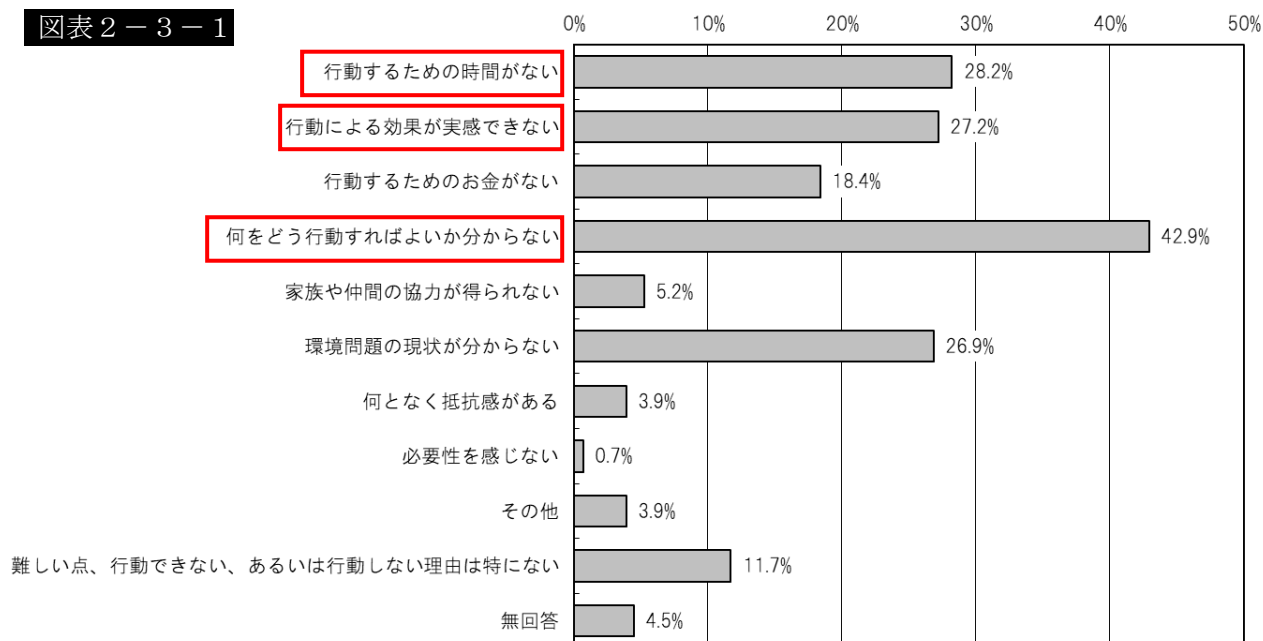
図表2-2-2



2-3-1 環境にやさしい行動を実践する上での困難

全体でみると、「何をどう行動すればよいかわからない」が 42.9%と最も高く、次いで「行動するための時間がない」(28.2%)、「行動による効果が実感できない」(27.2%)の順となっています。

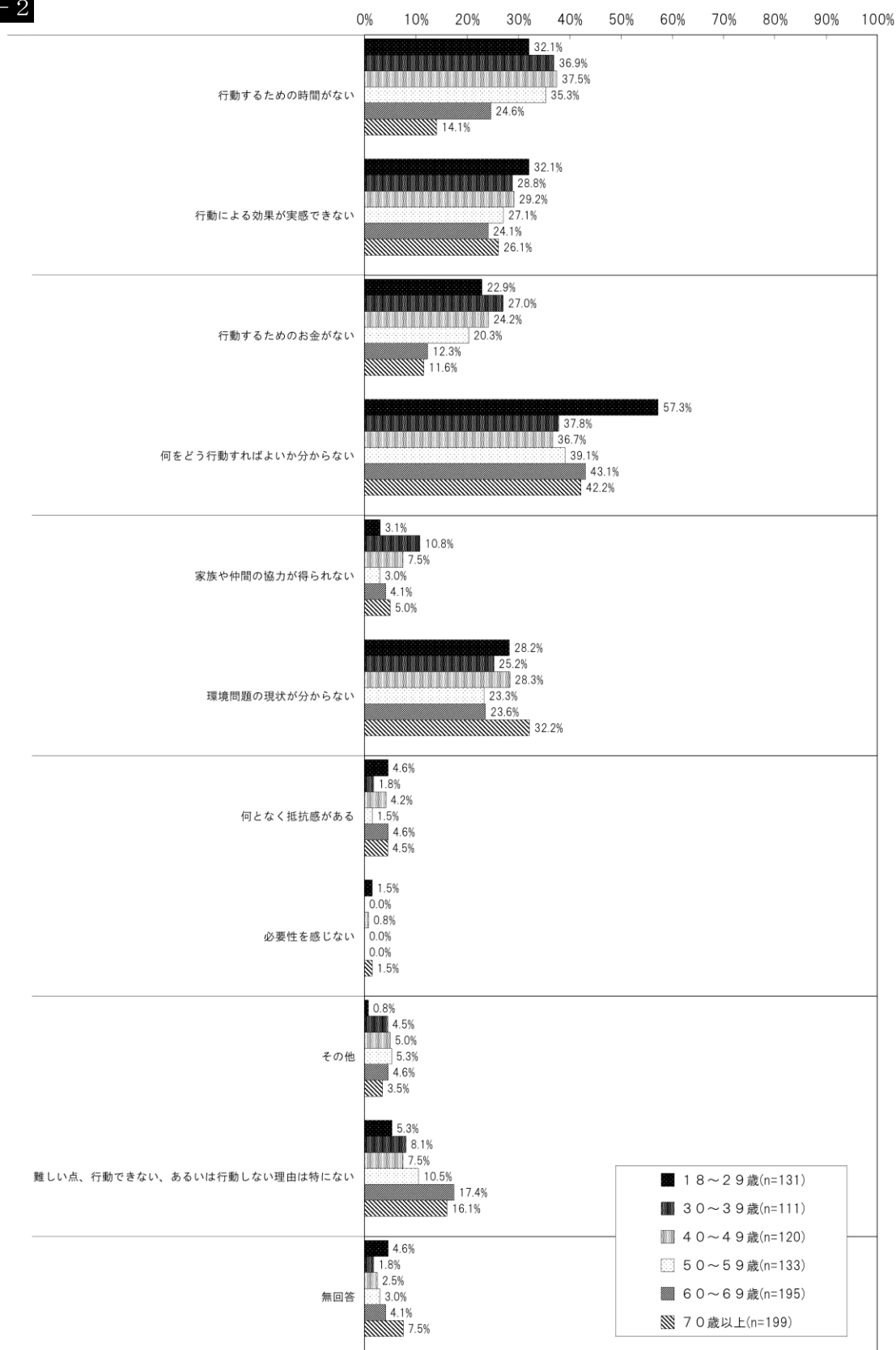
図表 2-3-1



2-3-2 環境にやさしい行動を実践する上での困難（年齢別）

年齢別でみると、18～29 歳では「何をどう行動すればよいか分からない」が他の年齢区分と比べて高くなっています。なお、最も低かった 40～49 歳とでは 20 ポイント以上の差があります。

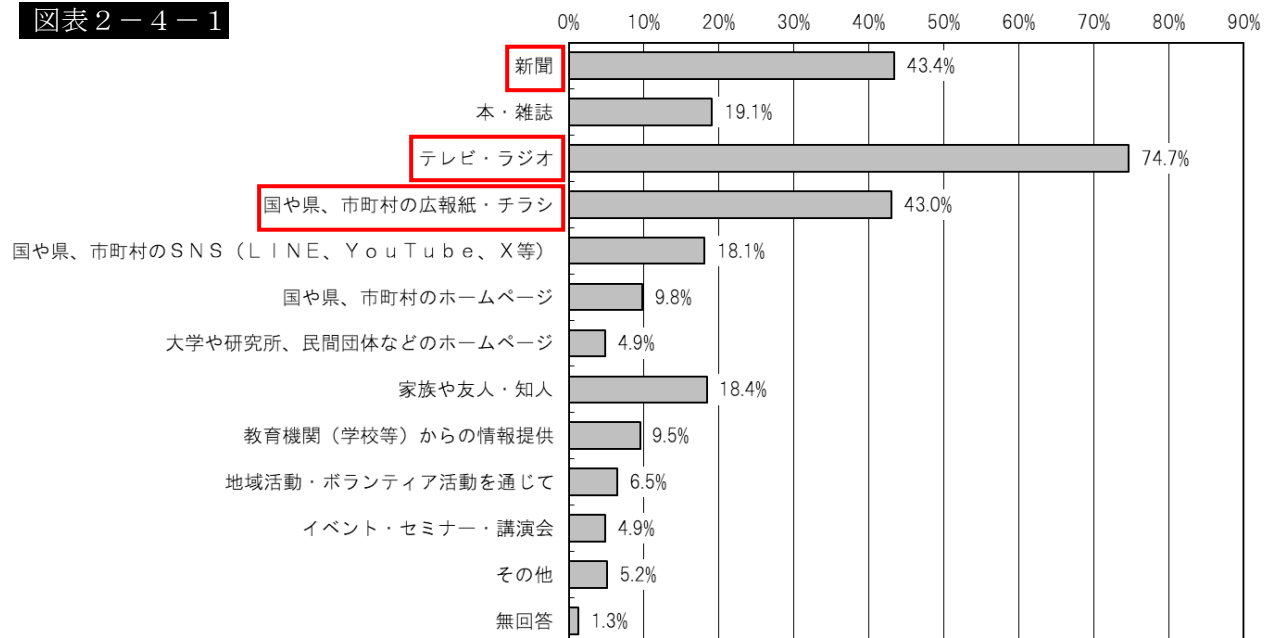
図表 2-3-2



2-4-1 環境に関する情報収集の手段

全体でみると、「テレビ・ラジオ」が 74.7%と最も高く、次いで「新聞」(43.4%)、「国や県、市町村の広報紙・チラシ」(43.0%)の順となっています。

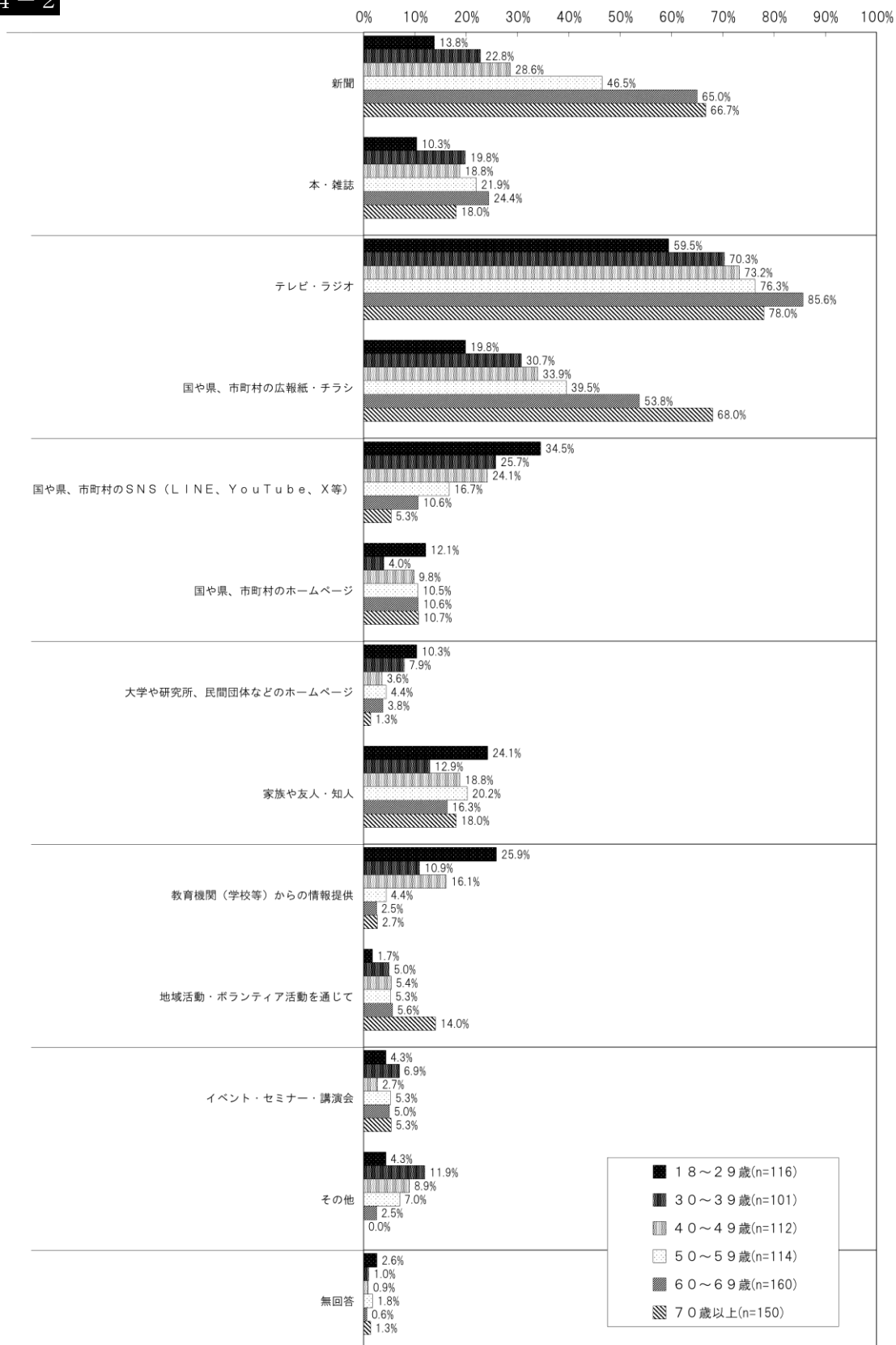
図表 2-4-1



2-4-2 環境に関する情報収集の手段（年齢別）

年齢別でみると、「新聞」や「国や県、市町村の広報紙・チラシ」は年齢区分が高くなるにつれて高くなっており、「国や県、市町村のSNS」は年齢区分が低くなるにつれて高くなっています。

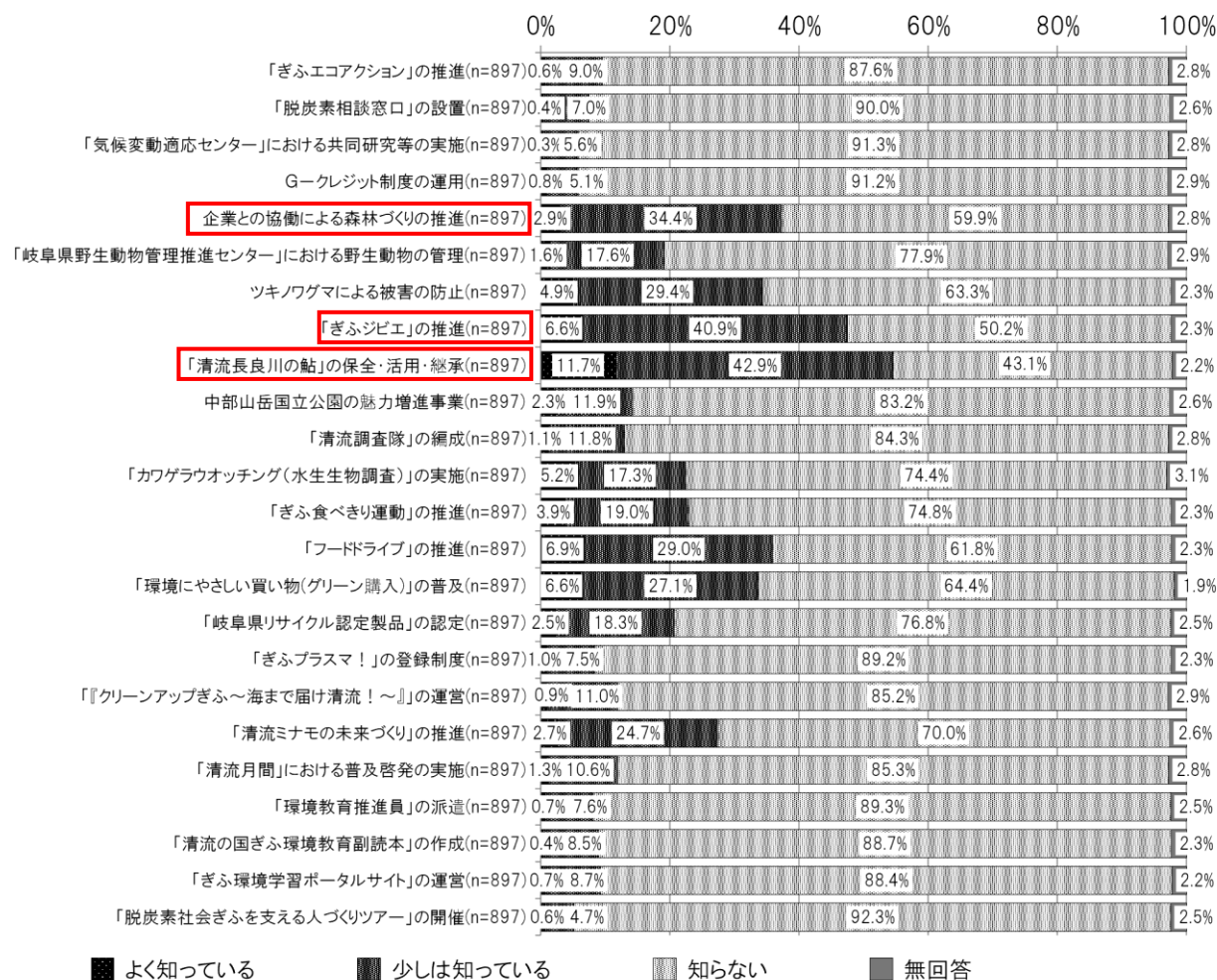
図表2-4-2



2-5-1 県が実施する環境施策の認知

全体でみると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、『清流長良川の鮎』の保全・活用・継承が54.6%と最も高く、次いで『ぎふジビエ』の推進（47.5%）、『企業との協働による森林づくりの推進』（37.3%）の順となっています。

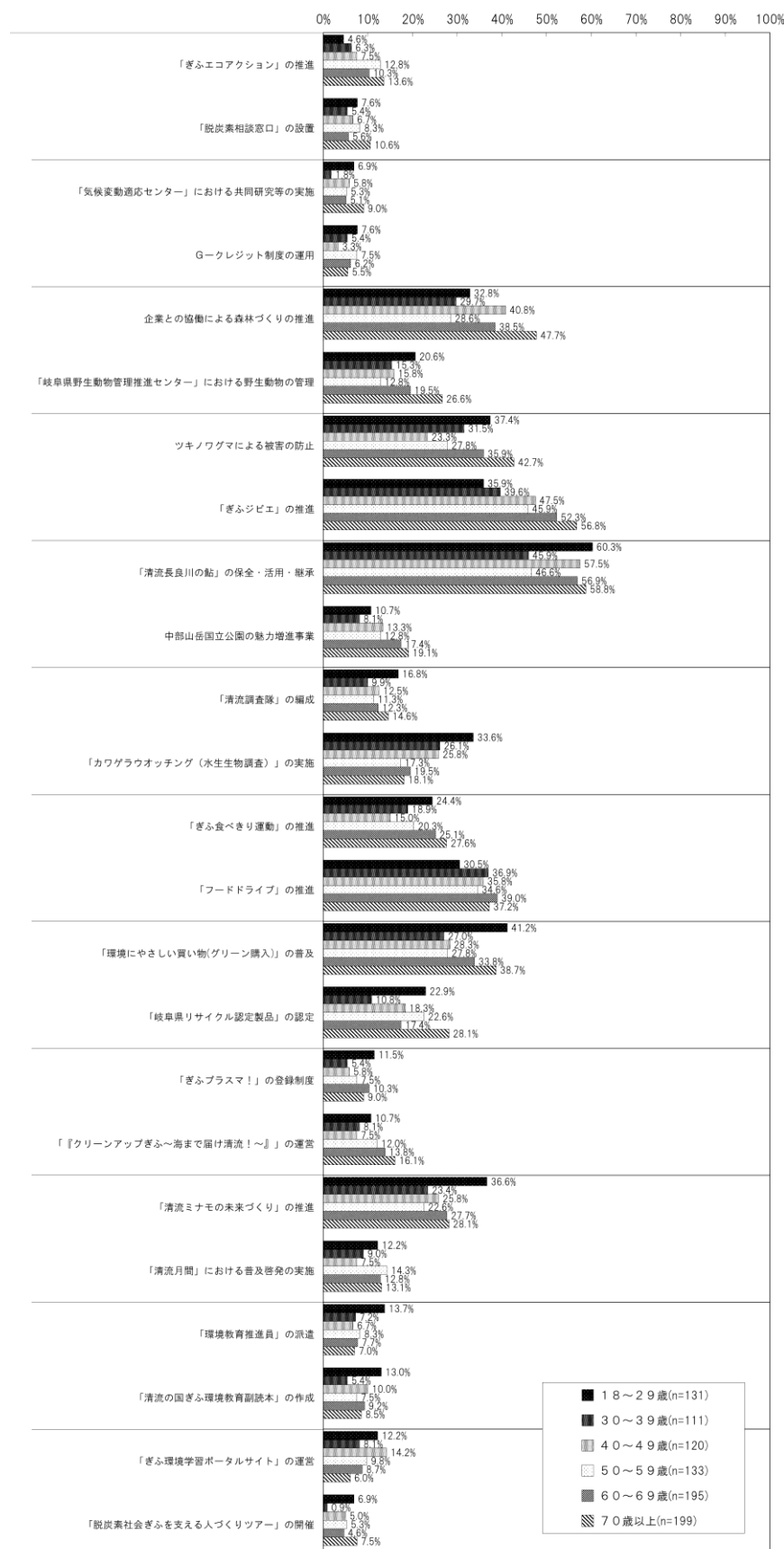
図表2-5-1



2-5-2 県が実施する環境施策の認知（年齢別）

年齢別でみると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、『「ぎふジビエ」の推進』は最も高かった70歳以上と最も低かった18～29歳とでは20ポイント以上の差があります。

図表2-5-2

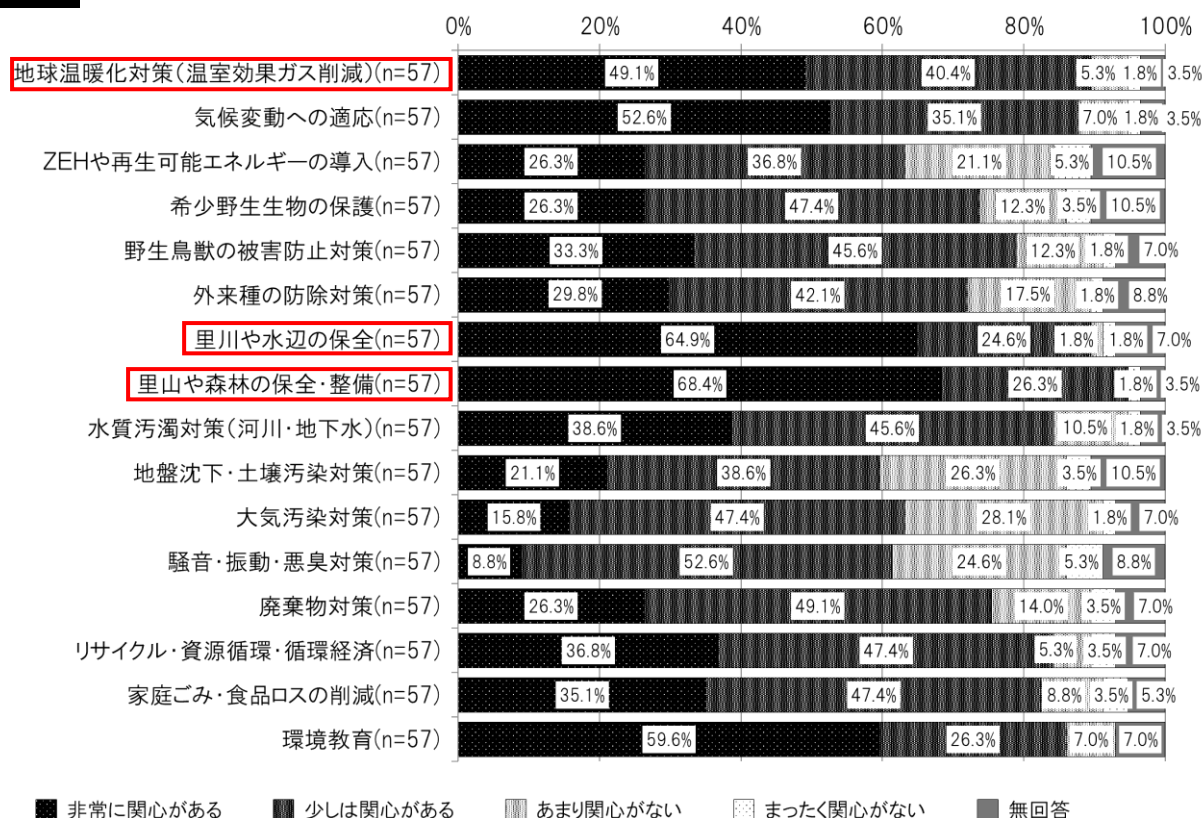


3. 環境関連団体を対象とする調査結果

3-1 関心がある環境問題

全体でみると、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」の合計について、『里山や森林の保全・整備』が94.7%と最も高く、次いで『地球温暖化対策』、『里川や水辺の保全』（ともに89.5%）の順となっています。

図表 3-1

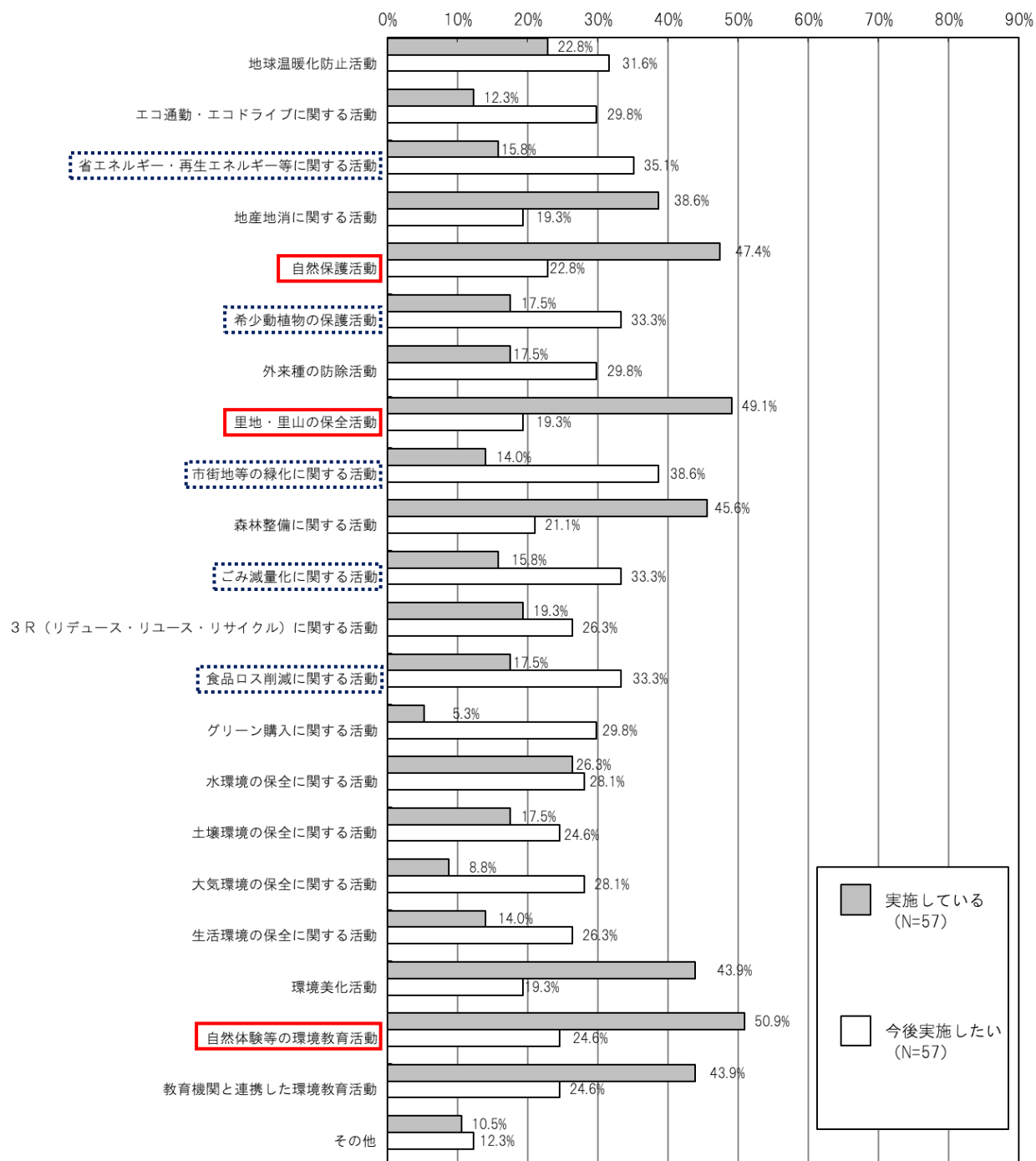


3-2 実施している、今後実施したい環境活動

全体でみると、「現在実施している」について、『自然体験等などの環境教育活動』が 50.9%と最も高く、次いで『里地・里山の保全活動』（49.1%）、『自然保護活動』（47.4%）の順となっています。

また、「今後実施したい」について、『市街地等の緑化に関する活動』が 38.6%と最も高く、次いで『省エネルギー・再生エネルギー等に関する活動』（35.1%）、『希少動植物の保護活動』、『ごみ減量化に関する活動』（ともに 33.3%）の順となっています。

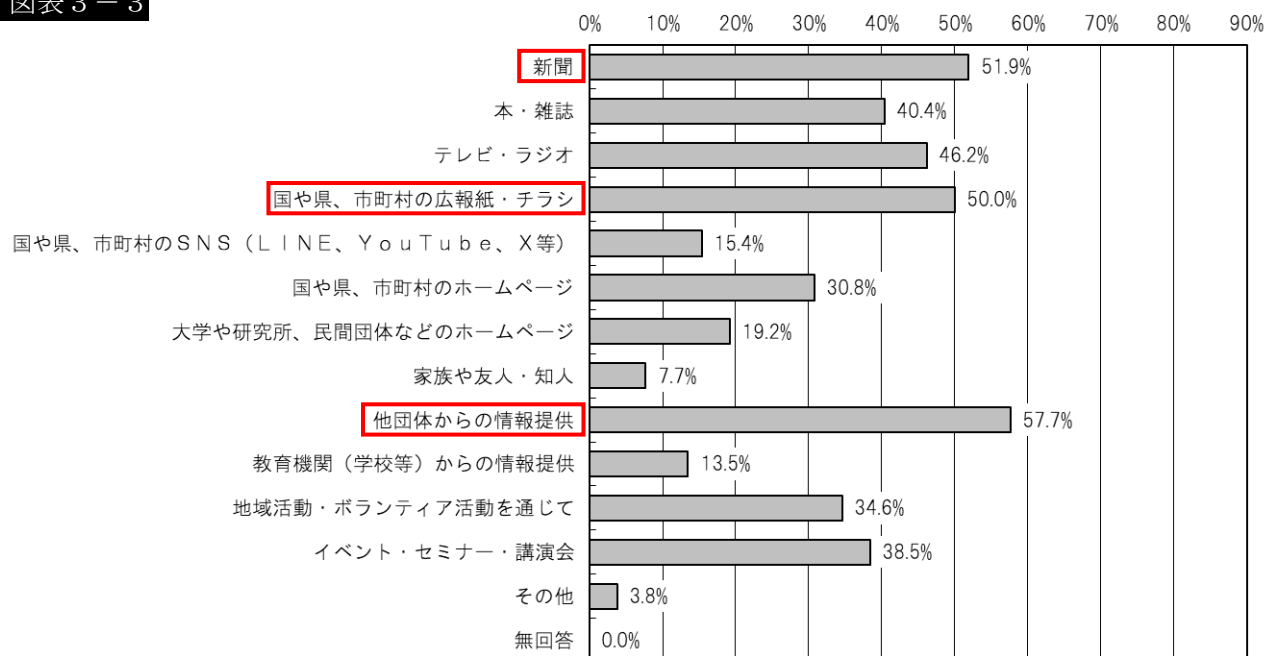
図表 3-2



3-3 環境に関する情報収集の手段

全体でみると、「他団体からの情報提供」が 57.7%と最も高く、次いで「新聞」（51.9%）、「国や県、市町村の広報紙・チラシ」（50.0%）の順となっています。

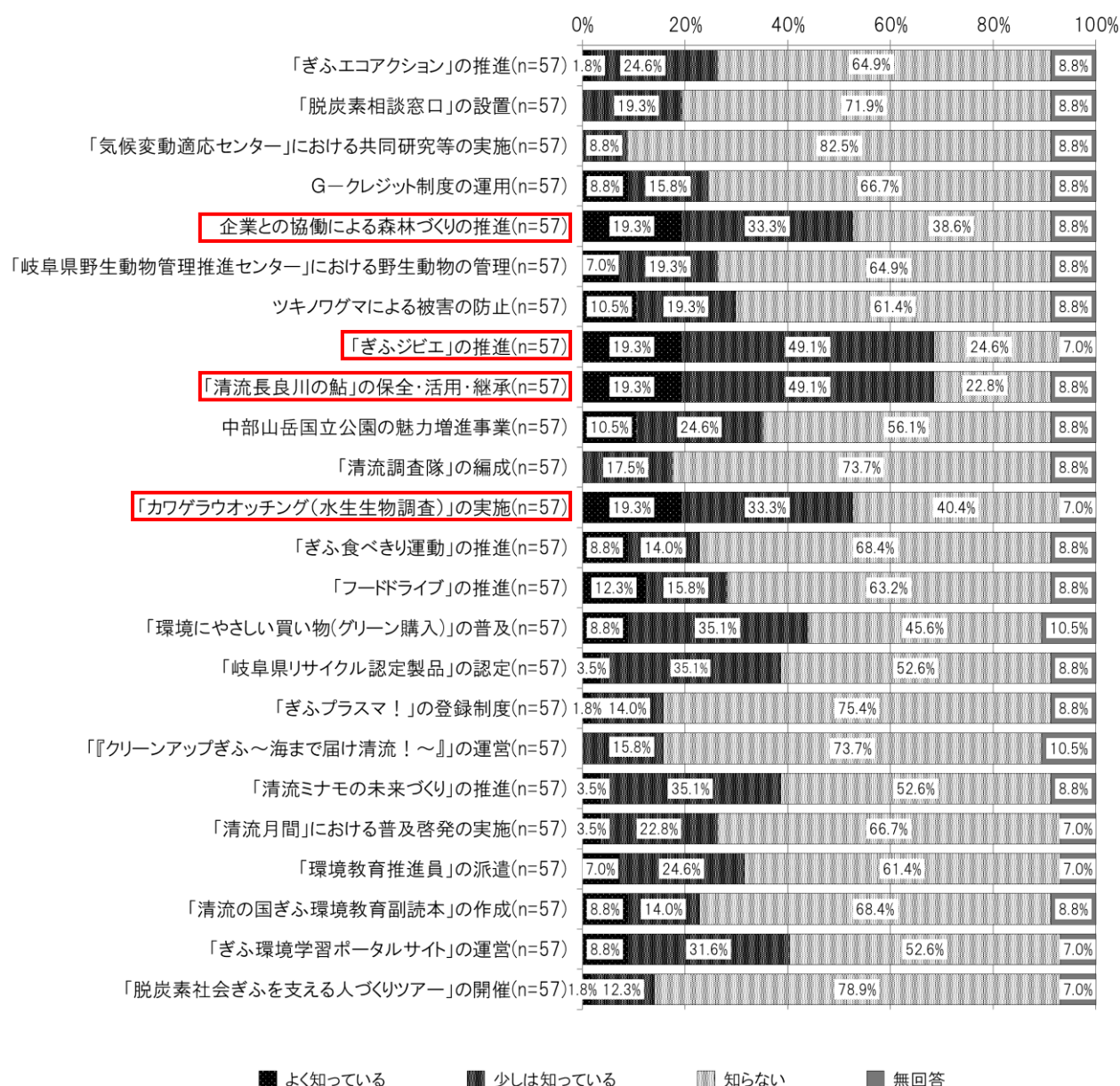
図表 3-3



3-4 県が実施する環境施策の認知

全体でみると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、『「ぎふジビエ」の推進』と『「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承』がともに 68.4%と最も高く、次いで『企業との協働による森林づくりの推進』と『「カワゲラウオッチング（水生生物調査）」の実施』（ともに 52.6%）となっています。

図表 3-4

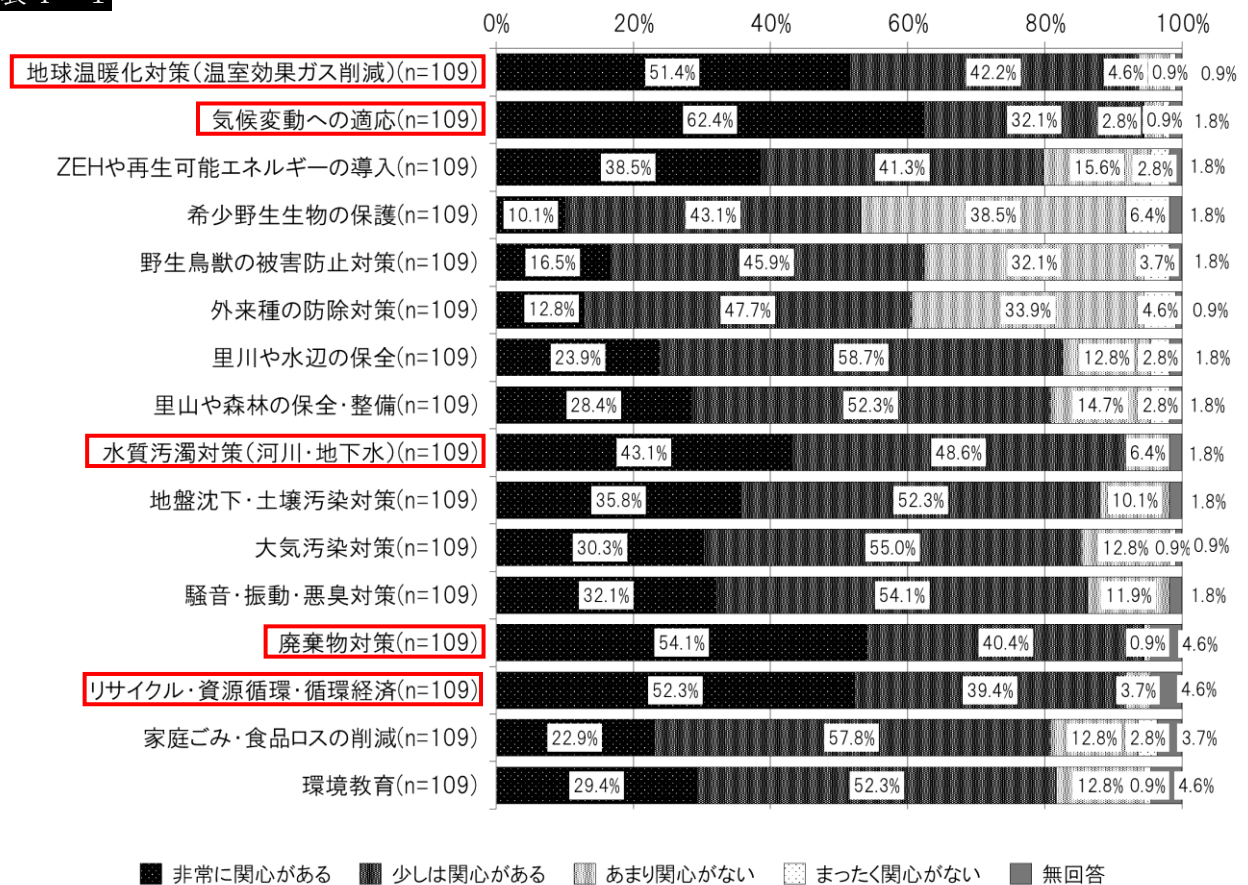


4. 企業を対象とする調査結果

4-1 関心がある環境問題

全体でみると、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」の合計について、『気候変動への適応』、『廃棄物対策』がともに 94.5%と最も高く、次いで『地球温暖化対策（温室効果ガス削減）』（93.6%）、『水質汚濁対策（河川・地下水）』、『リサイクル・資源循環・循環経済』（ともに 91.7%）の順となっています。

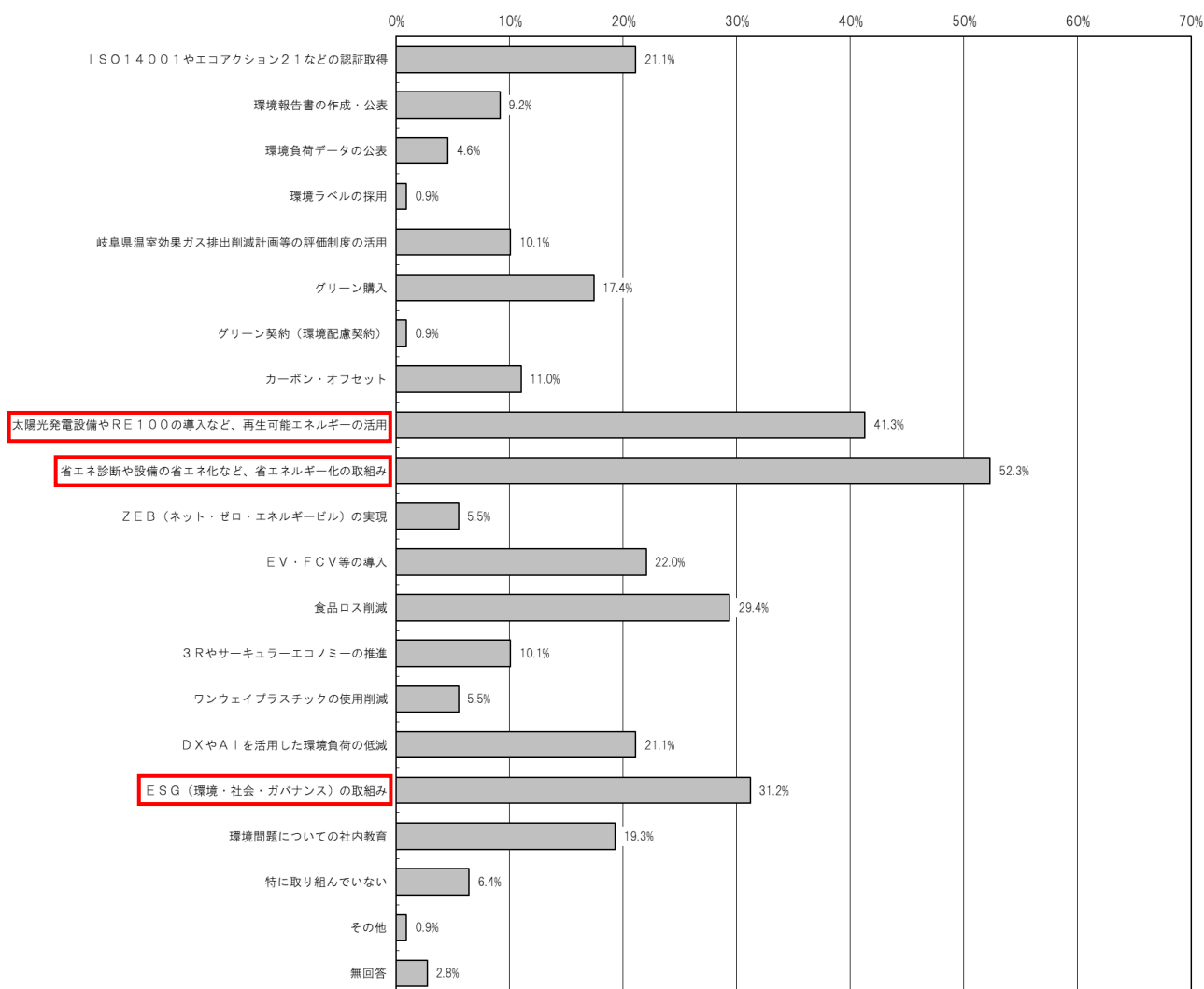
図表 4 - 1



4-2 事業活動における環境保全の取組

全体でみると、「省エネ診断や設備の省エネ化など、省エネルギー化の取組」が 52.3%と最も高く、次いで「太陽光発電設備やR E 1 0 0 の導入など、再生可能エネルギーの活用」（41.3%）、「E S G（環境・社会・ガバナンス）の取組」（31.2%）の順となっています。

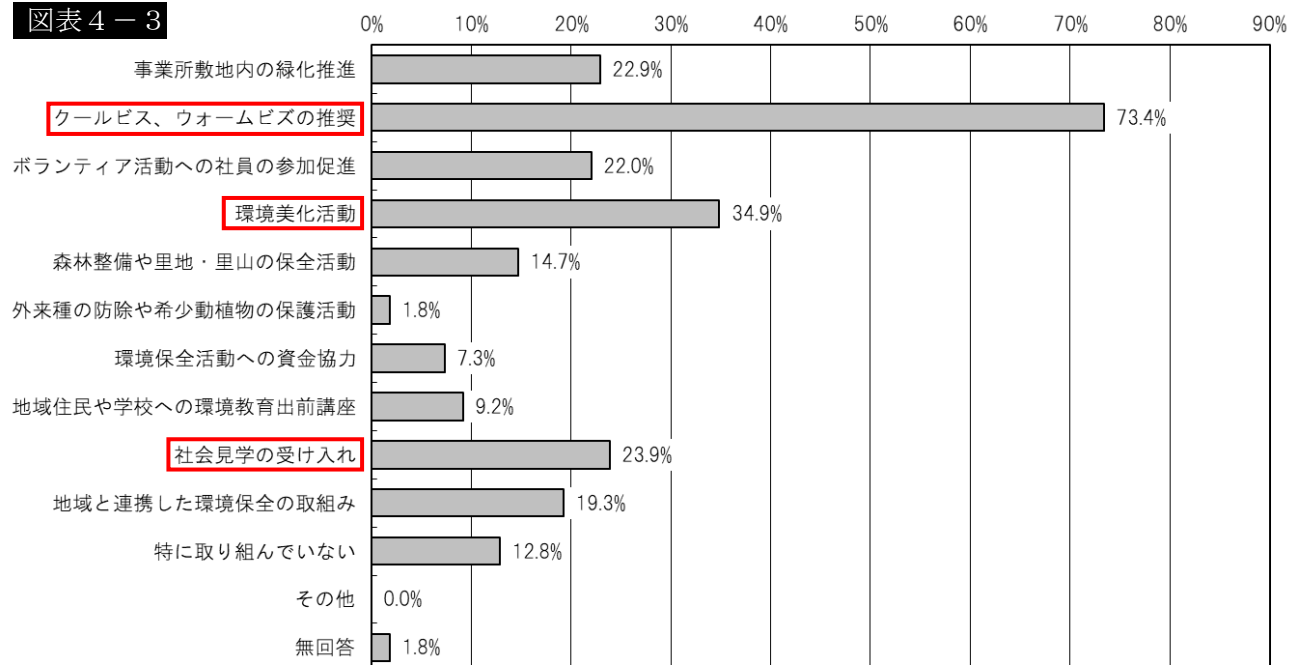
図表 4 - 2



4-3 事業活動以外での環境保全の取組

全体でみると、「クールビズ、ウォームビズの推奨」が 73.4%と最も高く、次いで「環境美化活動」(34.9%)、「社会見学を受け入れ」(23.9%)の順となっています。

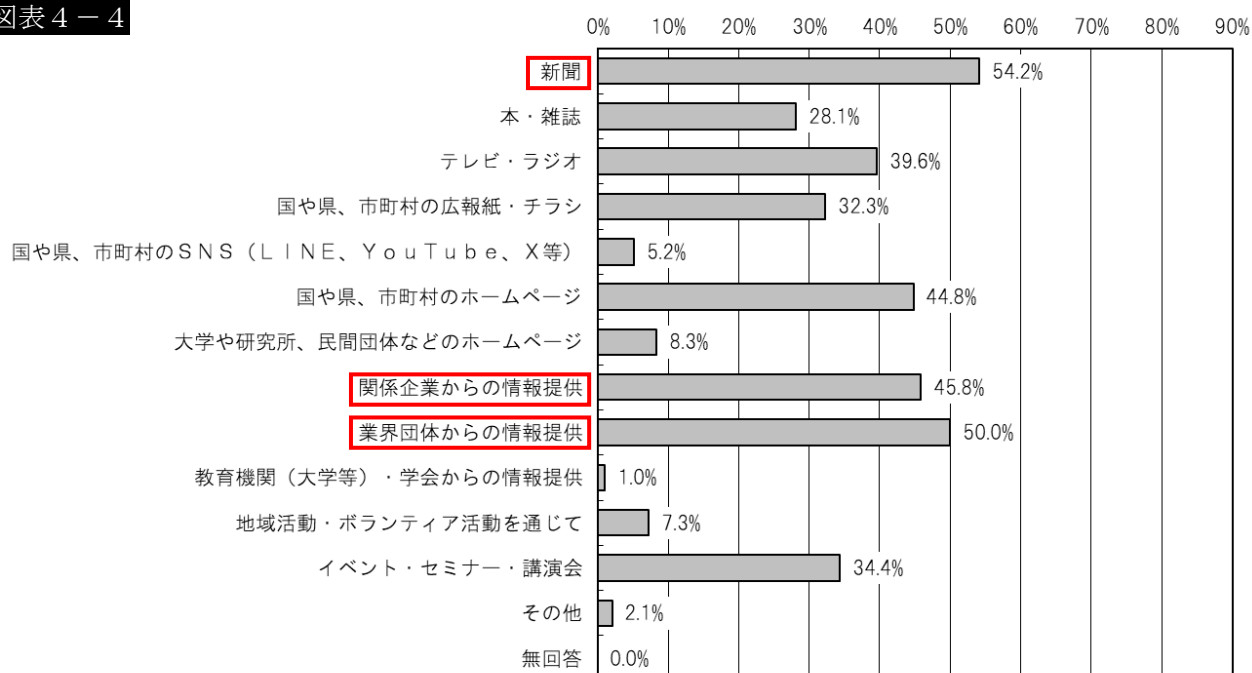
図表 4-3



4-4 環境に関する情報収集の手段

全体でみると、「新聞」が 54.2%と最も高く、次いで「業界団体からの情報提供」(50.0%)、「関係企業からの情報提供」(45.8%)の順となっています。

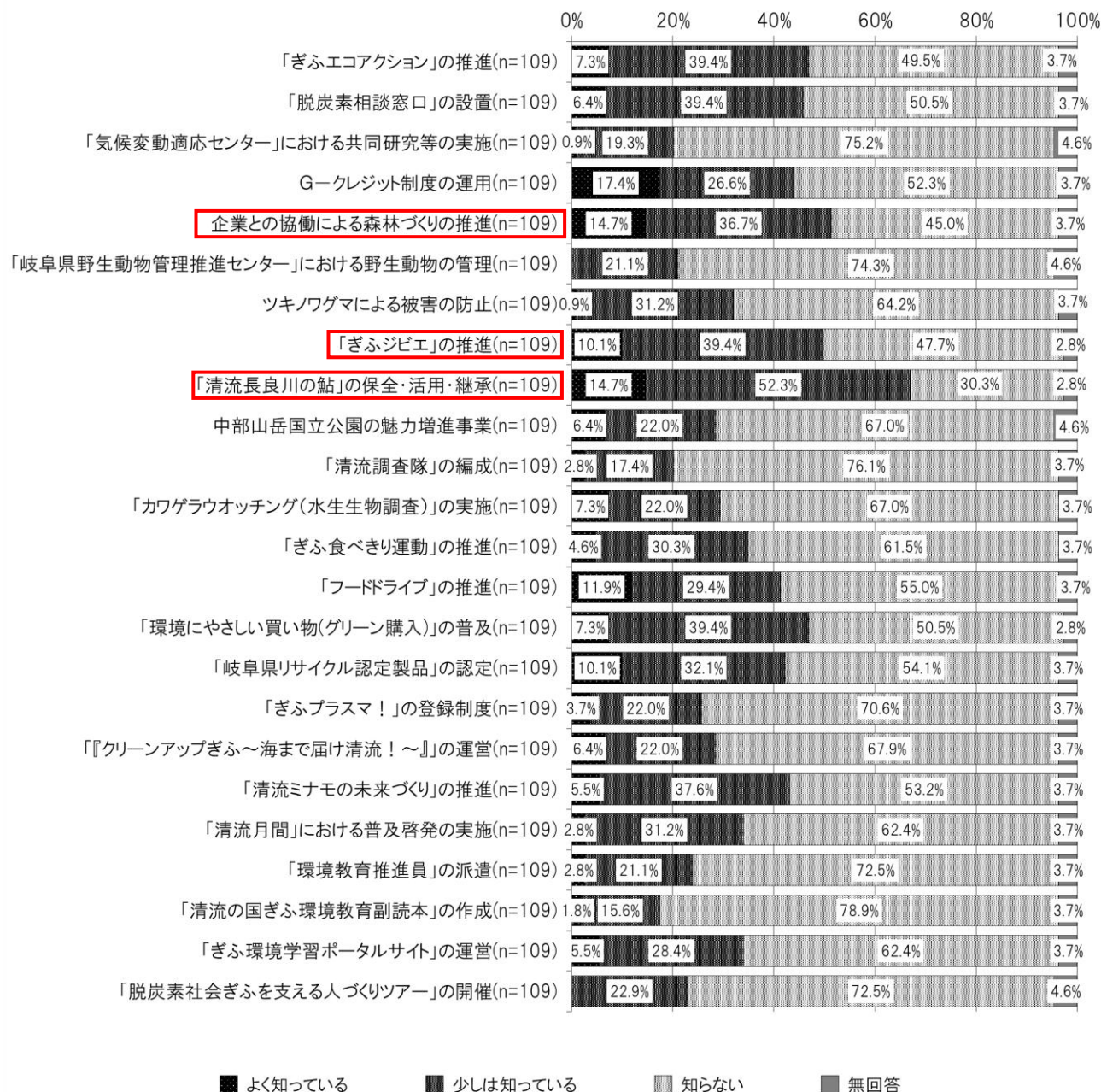
図表 4-4



4-5 県が実施する環境施策の認知

全体でみると、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計について、『「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承』が 67.0%と最も高く、次いで『企業との協働による森林づくりの推進』(51.4%)、『「ぎふジビエ」の推進』(49.5%)の順となっています。

図表 4-5

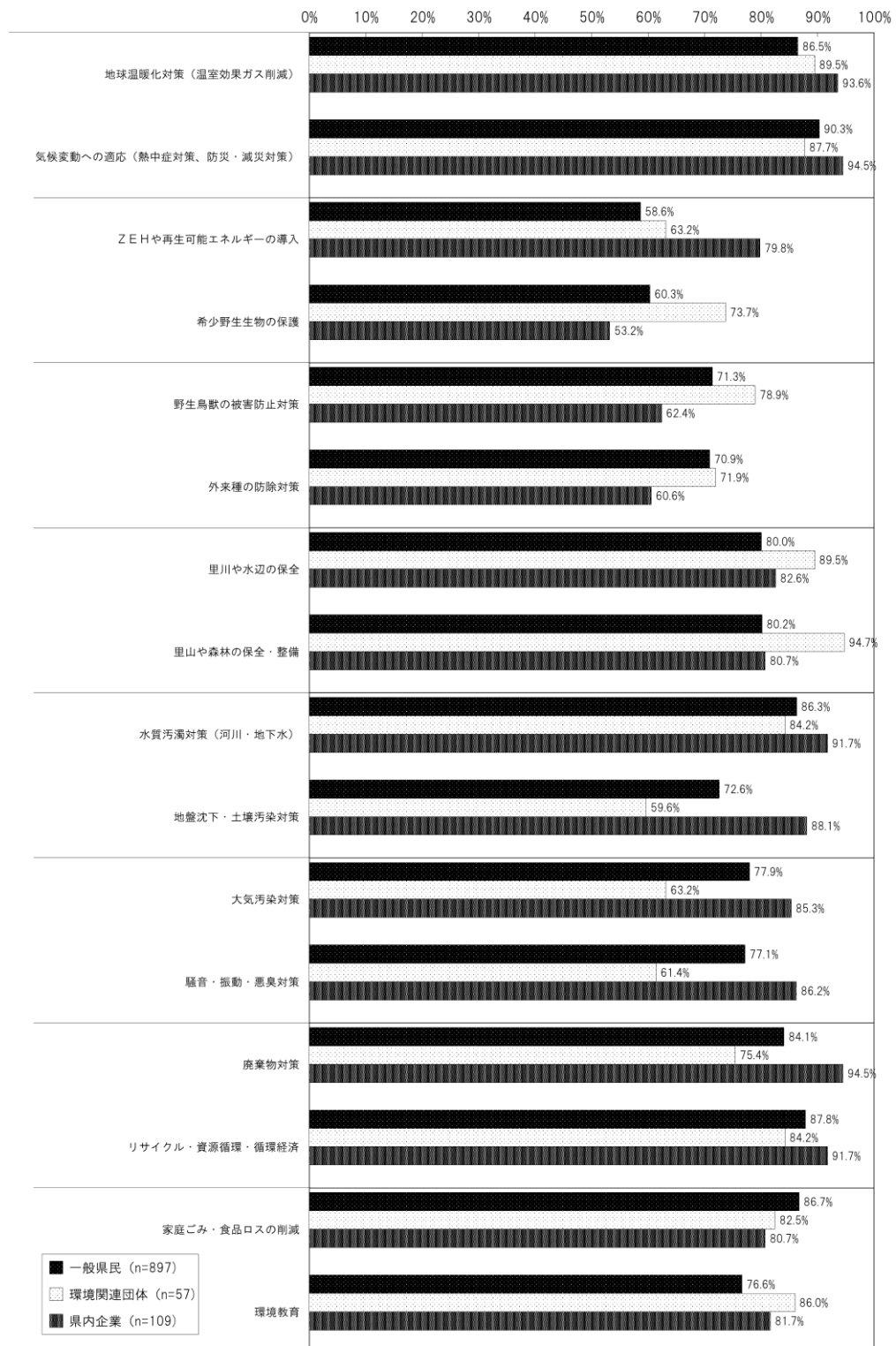


5. 一般県民調査と環境関連団体調査、企業調査の比較結果

5-1 関心がある環境問題

各調査を比較すると、県民では「家庭ごみ・食品ロスの削減」が他の調査より高くなっており、団体では「希少野生生物の保護」、「野生鳥獣の被害防止対策」、「外来種の防除対策」、「里川や水辺の保全」、「里山や森林の保全・整備」、「環境教育」の6つの項目で他の調査より高くなっており、その他の項目については企業が他の調査より高くなっています。

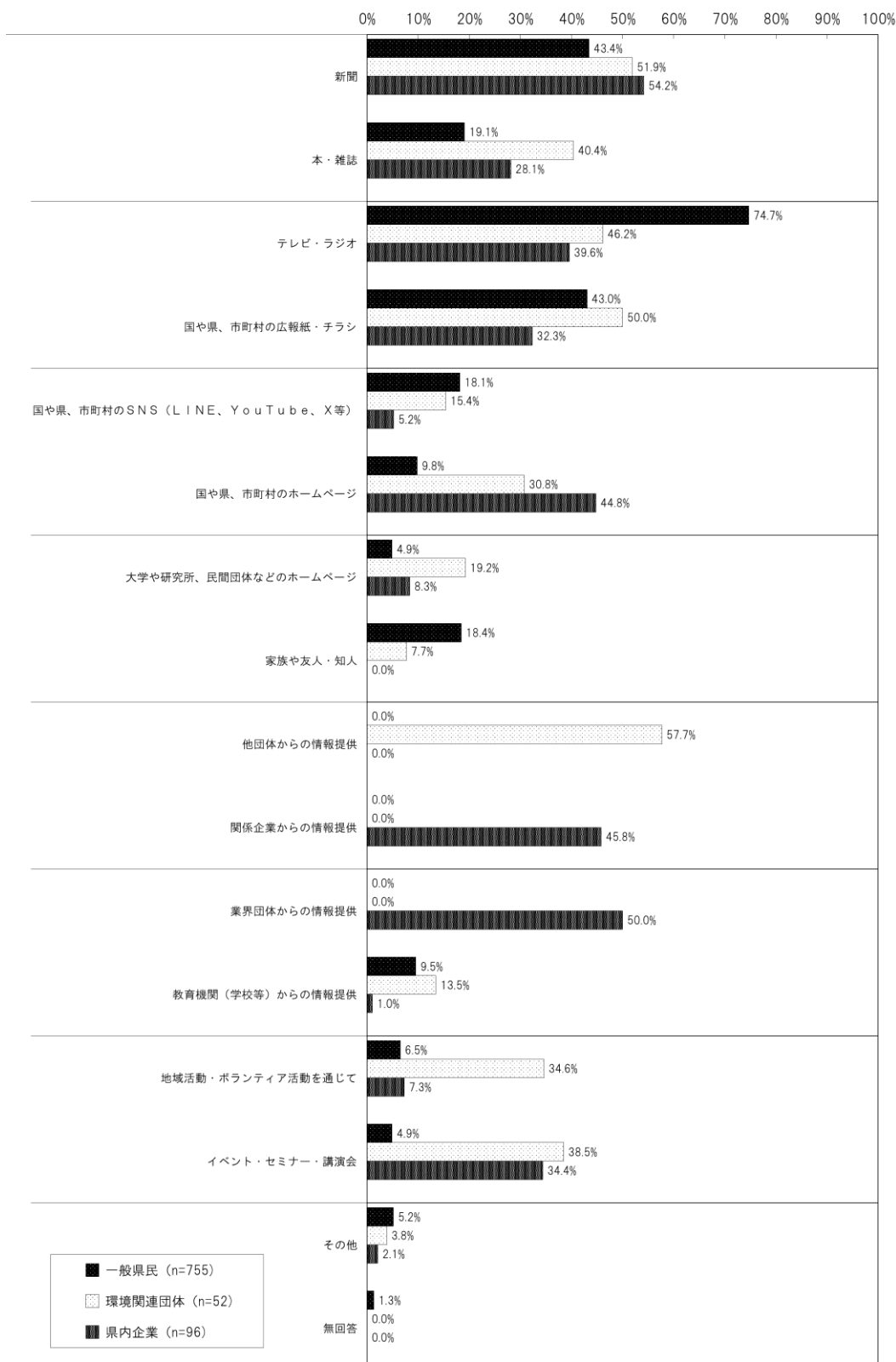
図表5-1



5-2 環境に関する情報収集の手段

各調査を比較すると、県民は「テレビ・ラジオ」が20ポイント以上、他の調査より高くなっており、団体では「地域活動・ボランティア活動を通じて」が20ポイント以上、「本・雑誌」や「大学や研究所、民間団体などのホームページ」が10ポイント以上、他の調査より高くなっており、企業では「国や県、市町村のホームページ」が10ポイント以上、他の調査より高くなっています。

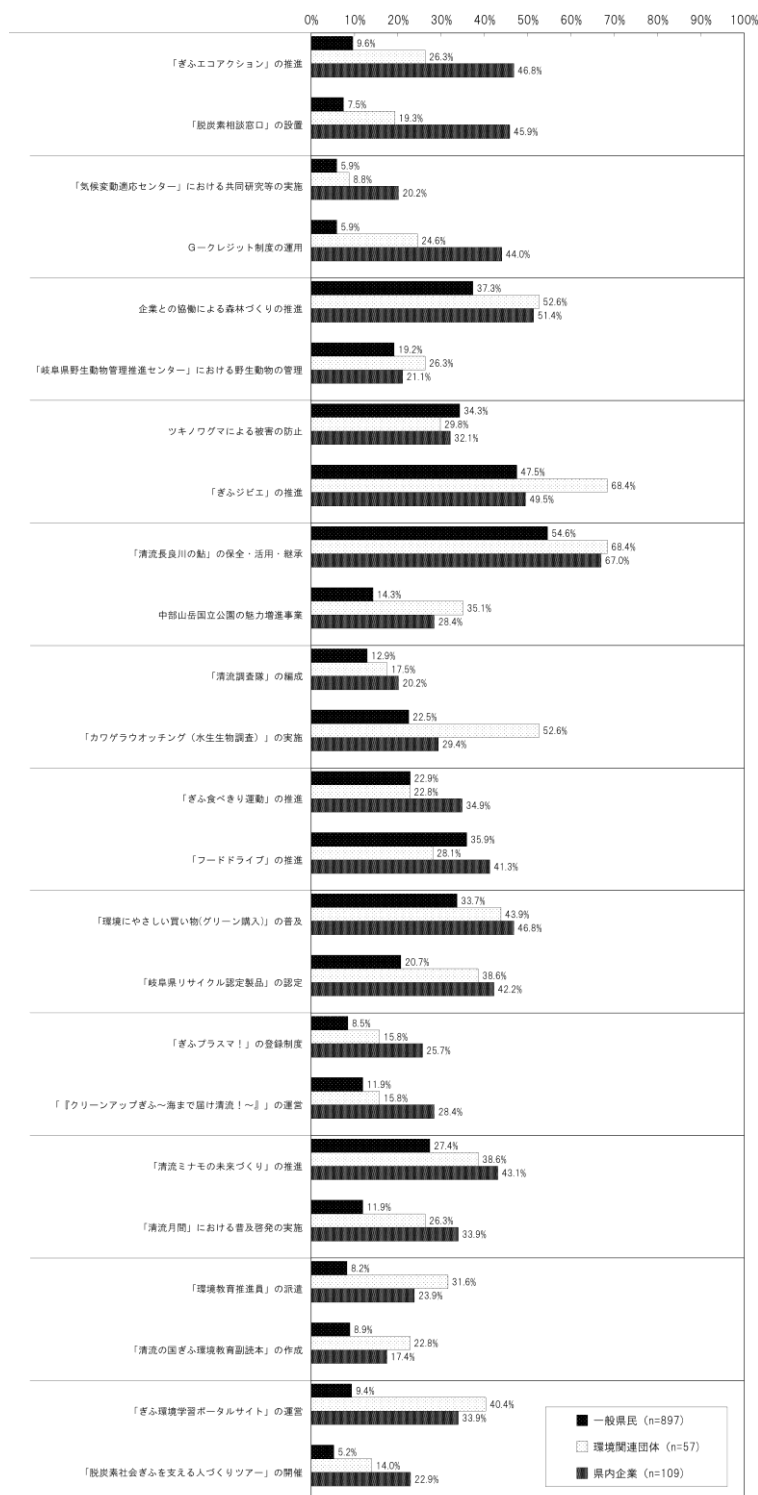
図表5-2



5-3 県が実施する環境施策の認知

各調査を比較すると、県民は『ツキノワグマによる被害の防止』を除く、すべての項目で他の調査より概ね低くなっています。団体では『企業との協働による森林づくりの推進』、『「岐阜県野生動物管理推進センター」における野生動物の管理』、『「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承』、『中部山岳国立公園の魅力増進事業』、『「カワゲラウオッチング（水生生物調査）」の実施』、『「環境教育推進員」の派遣』、『「清流の国ぎふ環境教育副読本」の作成』、『「ぎふ環境学習ポータルサイト」の運営』の9項目で他の調査より高くなっており、その他の項目については企業が他の調査より高くなっています。

図表5-3



3 岐阜県環境基本条例(平成7年岐阜県条例第9号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策（第10条－第29条）

第3章 地球環境の保全の推進等（第30条・第31条）

附則

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、過去から現在へ永い年月の間、自然と共生しながら、生活の歴史を刻み、個性ある文化をつくり出してきた。

しかし、今日、物質的な豊かさを求める人間生活や、エネルギー及び資源を大量に消費する社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしている。そして人類の生命活動にも危害をもたらしつつある。

地球全体も私たちのふるさと岐阜県も、将来の世代まで、豊かで、快適で、健康に良い環境を保持しなければならない。

このため、私たちは、あらためて自然のもたらす恵みに深く思いをめぐらすとともに、環境が、大気、水、土壌など自然系の均衡と循環で成り立っていることを認識し、従来以上に環境の保全に努力するのみならず、さらに豊かで快適な環境を積極的につくり出すという新たな決意の下に、県民、事業者及び行政が一体となって、優れた自然環境を誇る岐阜県らしい人間と自然の共生を実現できる社会を築いていかなければならない。

ここに、すべての県民の参加と協働により、健康に良い豊かで快適な環境を保全し、さらに創出し、将来の世代まで継承するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 豊かで快適な環境の保全及び創出は、大気、水、土壌等からなる環境を良好な状態に保持することにより、県民の健康を確保することを目的として行われなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において県民が良好な環境の恵みを楽しむとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

3 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減することその他の行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによつて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の

製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

第6条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

一 公害の防止に関する事項

二 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、県民の健康を保護し、及び増進するための環境の確保に関する事項

三 野生生物の保護その他の生物の多様性の確保に関する事項

四 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出に関する事項

五 個性豊かで良好な景観の保全及び創出並びに歴史的文化的資産の保全に関する事項

六 環境の美化その他良好な生活環境の確保に関する事項

七 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する事項

八 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び再利用に関する事項

九 地球環境の保全に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する事項

(市町村との連携等)

第7条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行うその区域における自然的社会的条件に応じた豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

(県民環境の日)

第8条 県民及び事業者の間に、豊かで快適な環境の保全及び創出についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、県民環境の日を設ける。

2 県民環境の日は、毎月第二土曜日とする。

(清流月間)

第8条の2 豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で森林から生み出される清流が果たす役割の重要性に鑑み、清流についての関心と理解を深めるとともに、清流の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、清流月間を設ける。

2 清流月間は、毎年七月とする。

3 県は、清流の保全についての関心と理解を深めるための啓発活動その他清流月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(年次報告等)

第9条 知事は、毎年、県議会に環境の状況並びに県が豊かで快適な環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を、毎年、公表しなければならない。

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第10条 知事は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する目標
- 二 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の方向
- 三 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する配慮の方針
- 四 前3号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する重要事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県環境審議会及び市町村長の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県民の意見の反映)

第11条 県は、環境基本計画の策定及び変更並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県の施策と環境基本計画との整合等)

第12条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の建設その他これらに類する事業を行う事業者（以下「開発事業者」という。）が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創出について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への配慮の促進)

第14条 県は、開発事業者が、その事業の実施に当たり、環境への配慮が必要と認められる事業について開発事業者が配慮すべきものとして県が定める事項に即し、自ら積極的に環境を保全し、及び創出することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第15条 県は、豊かで快適な環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第16条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境総括責任者の設置の促進)

第17条 知事は、事業者が、事業活動を行うこと

に伴う環境への負荷を低減すること並びに事業活動を豊かで快適な環境の保全及び創出に資するものとするに関する業務を総括管理する責任者を設置することを促進するよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第18条 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するものとする。

(良好な景観の保全等)

第19条 県は、地域の特性を活かした良好な景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的環境その他の快適な環境の保全及び創出を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第20条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民、事業者及び市町村による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物処理対策の促進)

第21条 県は、生活環境の保全を図るため、県民、事業者及び市町村と協働して、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の安全な処理、廃棄物の再利用そ

の他の廃棄物の適正な処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育、学習の推進等）

第22条 県は、県民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の豊かで快適な環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第23条 県は、県民、事業者又はこれらの者で構成する団体（以下「県民等」という。）による県土を魅力あるものとするための活動その他豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった県民等を顕彰するものとする。

（環境に関する情報の提供）

第24条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び研究の実施等）

第25条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全及び創出、地球環境の保全その他環境の保全及び創出に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（監視等の体制の整備）

第26条 県は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第27条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等との協力）

第28条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（豊かで快適な環境の保全及び創出のための推進体制の整備）

第29条 県は、県民、事業者、市町村及び県が協働し、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第3章 地球環境の保全の推進等

（地球環境の保全の推進）

第30条 県は、地球環境の保全が県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国等及びその他の関係機関と協力し、地球環境の保全に関する調査及び研究、環境の状況の監視、観測及び測定、海外の地域等への環境の保全に関する技術の提供等に

より、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する行動計画の策定等)

第 31 条 県は、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 から 4 まで 略

附 則 (平成 12 年岐阜県条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年岐阜県条例第 13 号)

この条例は、公布の日 (平成 23 年 3 月 23 日) から施行する。

第7次岐阜県環境基本計画
(2026(令和8)年度～2030(令和12)年度)

発行年月:2026(令和8)年3月

発行者:岐阜県環境エネルギー生活部環境生活政策課
〒500-8570

岐阜市薮田南 2-1-1

TEL 058-272-1111(代表) 内線 2913

FAX 058-278-2605

